

第百七十一回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録 第 五 号

平成二十一年三月十七日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 望月 義夫君

理事 奥野 信亮君 理事 菅原 一秀君

理事 中山 泰秀君 理事 福井 照君

理事 山本 公一君 理事 川内 博史君

理事 後藤 斎君 理事 上田 勇君

理事 赤池 誠章君 理事 稲葉 大和君

江崎 鐵磨君 遠藤 宣彦君

小川 友一君 小里 泰弘君

大塚 高司君 太田 誠一君

岡部 英明君 鍵田忠兵衛君

岡岡 偉民君 木村 勉君

北村 茂男君 佐田玄一郎君

七条 明君 島村 宜伸君

杉田 元司君 徳田 毅君

永岡 桂子君 長崎幸太郎君

長島 忠美君 西銘恒三郎君

西本 勝子君 藤井 勇治君

馬渡 龍治君 松本 文明君

盛山 正仁君 安井潤一郎君

吉田六左門君 若宮 健嗣君

石川 知裕君 小宮山泰子君

古賀 一成君 高木 義明君

長安 豊君 松原 仁君

三日月大造君 森本 哲生君

鷺尾英一郎君 江田 康幸君

高木 陽介君 谷口 和史君

穀田 恵二君 下地 幹郎君

国土交通大臣 金子 一義君

国土交通副大臣 金子 恭之君

国土交通大臣政務官 谷口 和史君

国土交通大臣政務官 西銘恒三郎君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
久保田誠之君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
阪本 泰男君

政府参考人
(文部科学省大臣官房文教
施設企画部技術参事官)
岡 誠一君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
及川 桂君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議
官)
道上 浩也君

政府参考人
(農林水産省農村振興局整
備部長)
齊藤 政満君

政府参考人
(資源エネルギー庁次長)
本部 和彦君

政府参考人
(国土交通省都市・地域整
備局長)
加藤 利男君

政府参考人
(国土交通省自動車交通局
長)
本田 勝君

政府参考人
(国土交通省海事局長)
伊藤 茂君

政府参考人
(国土交通省航空局長)
前田 隆平君

政府参考人
(環境省大臣官房審議官)
柏木 順二君

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・
リサイクル対策部長)
谷津龍太郎君

政府参考人
(防衛省大臣官房長)
中江 公人君

国土交通委員会専門員
石澤 和範君

委員の異動
三月十七日
辞任 赤池 誠章君

補欠選任
永岡 桂子君

稲葉 大和君 木村 勉君

小里 泰弘君 安井潤一郎君

亀岡 偉民君 小川 友二君

佐田玄一郎君 馬渡 龍治君

七条 明君 西本 勝子君

原田 憲治君 徳田 毅君

石川 知裕君 松原 仁君

高木 陽介君 江田 康幸君

亀井 静香君 下地 幹郎君

同日 補欠選任

辞任 小川 友一君 亀岡 偉民君

木村 勉君 稲葉 大和君

徳田 毅君 原田 憲治君

永岡 桂子君 赤池 誠章君

西本 勝子君 七条 明君

馬渡 龍治君 佐田玄一郎君

安井潤一郎君 小里 泰弘君

松原 仁君 石川 知裕君

江田 康幸君 高木 陽介君

下地 幹郎君 亀井 静香君

三月十三日
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関
する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出
第八号)
は本委員会に付託された。

三月十七日
伊豆湘南道路建設促進に関する陳情書(静岡県
熱海市中央町一の一齊藤栄外二十三名)(第四九
号)
道路整備促進及び財源確保等に関する陳情書
(山形市松波四の一の一五白田金次郎)(第五〇
号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振
興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内
閣提出第七号)

○望月委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、奄美群島振興開発特別措置法及び小
笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土
交通省都市・地域整備局長加藤利男君、自動車交
通局長本田勝君、海事局長伊藤茂君、航空局長前
田隆平君、総務省大臣官房審議官久保田誠之君、
総務省大臣官房審議官阪本泰男君、文部科学省大
臣官房文教施設企画部技術参事官岡誠一君、厚生
労働省大臣官房審議官及川桂君、農林水産省大臣
官房審議官道上浩也君、農林水産省農村振興局整
備部長齊藤政満君、資源エネルギー庁次長本部和
彦君、環境省大臣官房審議官柏木順二君、環境省
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長谷津龍太郎
君及び防衛省大臣官房長中江公人君の出席を求
め、説明を聴取したいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○望月委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○望月委員長、これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。徳田毅君。

○徳田委員 おはようございます。自由民主党の徳田毅でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成十六年に改正をされたこの奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が本年三月三十一日に期限切れを迎え、そうした中で、奄美にとつてはこの改正、延長というものが最大の政治課題でありましたが、与野党の先生方の御尽力により審議に入つていただきましたことを本心に心から感謝申し上げます。また、私の二区の地元でもあり、ふるさとでもあるこの奄美群島にかかわる重要な法案ということで、本日は、このように質問の機会をいただきましたことをあわせて心から感謝申し上げます。

私は、衆議院議員として活動をさせていただくようになりましてから三年になります。そうした中で、徳田が奄美だということとはたくさん先生に御理解いただいているのですが、たまに先輩方から、沖繩は暑いとか、また、奄美は沖繩があるから景気はいいだろうというような声もかけていただきます。そうした声を聞くときに、奄美自体が、そして奄振の重要性というものがなかなかまだ御理解いただけていないのかなと感じることもあります。

そこで、奄美にとつてこの法案がどれほど重要なものなのか、そしてまた、奄美においては沖繩との格差ということが強く意識されるわけですが、その辺を歴史的な観点から少しお話し申し上げたいと存じます。

もともと、奄美は琉球王国に從属をしていました。奄美独自の伝統文化が存在する一方で、現在も与論島や沖永良部といった地域におきましては、沖繩と同じ「かぎやで風」、これは西銘政務官もよく御存じだと思いますが、お祝いの席では祝舞として踊られるなど琉球文化が色濃く残り、今も受け継がれています。

一六〇九年、慶長十四年になりますが、薩摩藩が琉球侵攻を行い、そうした中で、奄美も琉球と

同時に薩摩藩の直轄植民地となりました。くしくも本年で四百年目を迎えるわけですが、以後、明治維新後の廃藩置県までの二百六十年間、黒糖取奪と貧苦の歴史が続きます。

一時は平穏な時代が続くものの、昭和二十年の終戦後には米軍が進駐、そして翌年の昭和二十一年二月二日、連合軍最高司令部の日本の領域に関する覚書により行政分離がなされ、北緯三十度以南の奄美、沖繩は、ともにアメリカの統治下に置かれました。奄美では、爆撃や艦砲射撃による戦争の傷跡が多く残る中、その上、たび重なる台風や、そしてまた疫病、さらには、行政分離から鹿児島からの物資の輸送というのでできなくなりまして、物資が不足した、そうしたことから飢餓という貧苦の時代が訪れます。

そうした中、奄美では祖国の復帰運動というのが起こります。祖国復帰の父と言われる泉芳朗氏を議長に奄美大島日本復帰協議会が発足しまして、全島において組織的な運動が広がりました。昭和二十七年には、市長に就任された泉芳朗氏が吉田茂首相や当時のアメリカ大使に要望活動を行い、また翌年には、ルーズベルト夫人が日本に來日した際に、奄美の婦人代表の二人が福岡において陳情を行うなど活動を展開しまして、そして昭和二十八年十二月二十五日、奄美は祖国復帰を勝ち取ることができたわけでありました。

沖繩は昭和四十七年に祖国復帰を果たすわけですが、奄美はいち早く復帰をしたことから、現在、鹿児島県に入ります。しかし、このように同時に薩摩藩やアメリカ軍に支配されてきた歴史的観点から、奄美群島民が隣接する沖繩というものを大きく意識する。無論から実際には島が見えるわけですが、だからこそ、沖繩というものが大変近い存在であり、また、格差があることから遠い存在だということをどうか御理解いただきたいと存じます。

そうして復帰した翌年の昭和二十九年六月二十一日に奄美群島復興特別措置法というものが制定され、そして、以後五十五年間にわたり、法に基

づく特別措置が講じられてまいりました。

最初に御質問させていただきたいと思いが、この五十五年間の特別措置においての復興事業というものの対してどのように評価しているか、お答えいただきたいと存じます。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

奄美群島地域におきましては、ただいま先生から御指摘いただきましたように、特別措置法が制定されまして、同法に基づきます振興開発計画によりまして、自立的発展、住民の生活の安定等を目的として、積極的にこれまで支援を行ってきたところでございます。

この結果、奄美群島地域におきましては、振興開発計画に基づいて、道路、港湾、かんがい施設など生活基盤や産業インフラの整備が着実に進捗し、島民の皆様方からも一定の評価を得るなど、相応の成果を上げておられると考えております。

今後、奄美群島の自立的発展をさらに促進していくためには、沖永良部の地下ダムなどの必要なインフラの整備に加えまして、地域住民等多様な主体による地域活性化の取り組みの定着と、Uターン、イターン者を含めました就業の促進を図っていくことが必要不可欠だと認識をいたしております。

このため、引き続き、法に基づきます特別措置を講じますとともに、一層の地域の自立的発展の促進のため、新たに、住民、事業者、NPOなど地域の関係者間の連携協力の確保と就業の促進を、今回、基本方針及び振興開発計画に盛り込むこととしておられるところでございます。

○徳田委員 ありがとうございます。

確かに、奄美はこの法に基づく特別措置により、飛躍的な発展をインフラ整備という部分では遂げることができたと思いが、生活基盤や産業基盤、社会資本、また教育環境と、さまざまな部分で整備をされ、それと同時に奄美経済の水準が向上してまいりました。そうしたことに比べると、この特別措置法によって多大な効果を上げられたというふうに思います。

しかし、その一方で、現在も鹿児島や隣接する沖繩との格差が存在いたします。例えば、平成十七年度の一人当たりの郡民所得は百九十七万三千円でありまして、これは鹿児島県の県民所得とは八六・八％、そして、一人当たりの国民所得との格差は六八・六％であります。二月一日現在の有効求人倍率は〇・三二と、極めて低い数字であります。

また、このように島ではまだまだ仕事がない、所得も低いということから、若い人たちが島から出ていく、そうしたことから人口減少というのが大きな問題になっています。昭和二十二年の国勢調査では二十二万二千七百七十九人という数字が残っておりますが、しかしながら、これが現在、十二万九百七十六人と、約五四％まで減少している。

まず最初に、こうした課題を克服するために、これからどのような方針に基づいて奄美群島における振興を図っていくのか、お伺いしたいと思いが。

そしてまた、奄美群島振興開発特別措置法は、沖繩振興法や離島振興法と違い、十年という期限ではなく五年という短限立法であります。今後の五年間でどのように奄美群島の基礎的な条件を図り、そして、うたわわれている自立的発展等の目的を達成できるのかをお答えいただきたいと存じます。

○金子副大臣 徳田先生においては、日ごろから、お客様のふるさと、そして先生のふるさと奄美のために積極的に御提言をいただき、また、この施策について御尽力いただいております。心より感謝申し上げます。

また、今、苦悩の奄美群島の歴史についてお話がございました。本日に、この法律の重さ、重要さというものを改めて認識させていただいたところでございます。

今、局長からも先ほど答弁をされましたように、奄美群島の自立的な発展を促すために、総合的かつ戦略的な諸施策の実施が必要である。そのため

には、引き続き、ハード施策とソフト施策を一体的に実施することが必要であると思っております。

ハード施策につきましては、奄美群島内の均衡ある発展という観点から、引き続き社会資本整備を各島におきまして進めていく必要があると考えております。また、ソフト施策につきましては、ハード施策の効用を最大化するために、産業の活性化、人材の育成、二地域居住等の地域間交流の促進を図りまして、奄美群島の魅力の増進を図る必要があると考えております。

奄美群島におきましては、過去五年間の振興開発によりまして、自立的発展に向けた芽生えが見られるところであります。今後五年間の施策の総合的かつ戦略的な実施によりまして、奄美群島の自立的発展等の基礎となる、特に本当におくれていると思えます社会資本整備や人材の育成を図り、持続的な発展が可能な環境を整備してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願い申し上げます。

○徳田委員 ありがとうございます。

本当に、この法律によって、これから私たちは自立的発展というものに取り組んでいかなければならないわけですが、やはり、自立的な発展をしていくためには、島の特色を生かした産業をしっかりと確立させていく。今は、せっかくいただいたこの特別措置法による予算を産業の確立に効果的に、有効に活用していくことが求められているんだというのを思います。

それでは、これからの奄美振興において不可欠な三つの産業について、個別具体的に伺いさせていただきます。

まず最初に、農業について伺います。奄美振興にとつて、農業というのは柱であります。特に、東京や大阪などと直行便でつながっていない小さな島々にとつては農業がやはり主でありまして、そして、奄美の農業においては、長年にわたり水との闘いでありました。

そうした中、先ほども御答弁にあったとおり、

沖永良部のダム、また徳之島でも今事業が進められているところでありますが、この徳之島の工期は平成二十三年、そして沖永良部が平成三十年になります。このダムが完成することにより、生産が向上され、そして、島における、奄美における農業生産額も本当に底上げになると期待しているわけですが、やはり一日も早い自立を促していくためには、こうした事業の前倒しというのが必要ではないかというのを思います。

そしてまた、この事業と並行して行われる附帯県営事業は、徳之島が、ダムの完成は二十三年なんです。実は、附帯事業は平成三十年でダムが完成しますが、附帯事業は三十六年までとなつていく。せっかくダムが完成しても、例えば、かんがい排水がしっかりと行き渡らなければ水は届かないということになります。

なぜこのようなタイムラグが起こるかといいますと、やはり鹿児島県の厳しい財政状況にあるんだと思います。国として、こうしたところに補助率のかさ上げや予算の確保ができないものかと思いますが、見解をお伺いしたいと存じます。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

国営土地改良事業徳之島用水地区は、約三千五百ヘクタールの畑を対象として、ダムを築造するとともに用水路を整備し、かんがい用水を確保することを目的として実施するものであります。

また、国営土地改良事業沖永良部地区は、約千五百ヘクタールの畑を対象として、地下ダムを築造するとともに揚水機場及び用水路を整備し、かんがい用水を確保することを目的として実施しているものであります。

このうち、徳之島用水地区は、平成二十三年までの工期を予定しており、ダムの築造が平成二十二年に完了見込みであり、その後、ダムの試験湛水を実施し、完成に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。

また、沖永良部地区は、平成三十年度までの工期を予定しているところでございますが、既に平

成二十年度には地下ダム工事に着手するなど、順調に事業を推進しているところであり、可能な限り工期の短縮に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、附帯事業として、県営畑地帯総合整備事業を徳之島十七地区、沖永良部十三地区で実施しており、それら関連事業の進捗率は、平成二十年の金額ベースで、徳之島では二〇・八％、沖永良部では三一・五％となつております。

これらの事業の補助率につきましては、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、例えば、県営畑地帯総合整備事業においては、内地での二分の一に對して奄美では三分の二となつているなど、かさ上げが措置されております。

また、予算確保につきましては、県、市町村等の要望を十分聞きまして、重点的な予算措置を行っているところであり、今後とも、早期に効果が発現するよう配慮してまいりたいと考えております。

○徳田委員 可能な限り短縮を図っていたけると、大変ありがたい御答弁をいただきました。ありがとうございます。

（発言する者あり）可能な限りというのは、やらないことなんですか。

実は、今、先ほど奄美の人口が十二万一千人弱だということを申し上げましたが、大体一年間で千七百ペースで人が減つていつていっているんです。ですから、平成三十年となると、三十六年であるとかそういうことになる、もう十万人を切つてしまつていってしまう過言ではない。そして、奄美本島は大きいんですが、沖永良部や徳之島というのにはさらに人口が少ないところでもあります。

そうしたときに、もし少子高齢化というものが進んで労働人口がいなくなつた場合、これだけの施設が整つていても、農業もなかなか進まない。だからこそ、このことをどうか前向きに考えていただければというふうに存じます。

次に、情報通信についてお伺いしたいと思います。最近の沖縄における情報通信産業の発達とい

うものには目をみはるものがあり、これにより、情報通信産業というものは、基盤さえしつかり整えば、整備されれば、地理的不利性のある離島にとつても十分成り立つ可能性が大きい産業であることが証明をされております。このため、ハード、ソフト両面での基盤整備は不可欠でありまして、特に、光ファイバー網の整備が重要であります。

奄美の幾つかの地域、これは沖永良部の和泊町や与論町、そして名瀬市中心部、そうした地域にだけは、今、自治体による光ネットワークの整備が国の支援を受けて進められておりますが、こうした動きを加速していくためには、やはり、これにおきまして情報通信基盤整備のための補助率というものも一度考えていただきたい、また、予算においてもしっかりと確保していただきたいと思ひます。

国は、こうした自治体の要請に対して十分にこたえられるかどうか、お伺いしたいと存じます。

○阪本政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、情報通信基盤は、地域住民の生活の利便性の向上はもとより、地域の産業振興にも恩恵をもたらす、地域活性化に寄与するものと認識をいたしております。

こうした観点から、総務省といたしましては、情報通信基盤を行います地方公共団体等に対しまして、地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆるICT交付金等により支援を行わせていただいております。

具体的には、ICT交付金につきましては、本年度、予算措置をさせていただきまして、当初予算と合わせまして百六十七億円を計上させていただいております。また、平成二十一年度予算案におきましても、対前年度比約三割増の約七十九億円を計上させていただいております。

奄美群島に関しましては、先ほど先生の御指摘がございましたように、与論町、和泊町等に対して約二・九億円の交付金を交付させていただいておるところでございます。今後、これらの予算を着実に執行することによ

りまして、情報通信基盤の一層の整備を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

予算の補助率のかさ上げなどの御指摘につきましては、今後、ブロードバンド整備を加速していくためにはどのような方策がとり得るのかということにつきまして、関係省庁とも相談をしながら検討させていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

○徳田委員 ありがとうございます。

与論町では、南町長という方が大変頑張っておられまして、ブロードバンドまた光ファイバーというものがしっかりと整備されれば来てくれるという企業も既にう見つけているそうです。このように、本当に、離島においてもこれだけしっかりと整備されればそういう企業誘致でさえも見込めるといふことですから、どうか力強く取り組んでいただけますようによろしくお願いしたいと思います。

さて最後に、航空運賃について伺いをさせていただきます。

航空路線というものは、航路と同じく島民にとつては生活路線であり、さらに観光振興を図る上で重要な要素となっております。しかしながら、この航空運賃が、沖縄と比較しても割高である、また全国的にも大変高いことから、島民生活の向上または観光振興の大きな阻害要因になっていきます。

この改正が行われてきた平成十一年、そして平成十六年の会議録を拝見いたしますと、やはりこの航空運賃についての議論が行われています。しかしながら、これだけ毎回問題提起がなされているにもかかわらず、沖縄との格差というのは拡大しています。

郡民所得は、先ほども申し上げましたとおり、百九十七万円ぐらいと、この水準はこの十年間、変わっておりません。しかしながら、航空運賃は、平成十一年、羽田―奄美間が三万四千二百八十円でした。これが、十六年には三万九千五百円、そして現在は四万六千二百円まで高騰してお

ります。

こうした高騰する原因としては幾つかのことが考えられると思いますが、まず一つ目に、航空分野においては、平成十二年に航空法の改正により規制緩和が行われました。ここで、路線の設定や撤退、または、航空運賃が認可制から事前届け出制になるなど、航空会社の経営判断にゆだねられることになりました。

この規制緩和によって、競争の促進がなされ、サービスの低廉化または多様化が進んだ面はありますが、運賃格差の存在やローカル線の減便、廃止など問題点も指摘されています。これは本当に、例えば東京―大阪といった便は競争も激しくなり、そういった意味では価格は抑えられてきた部分はあるかもしれませんが、奄美便などというところは、やはりこの規制緩和の負け組になっていると言つても過言ではないんだということを思っています。

今、この規制緩和からちょうど十年がたちます。十年近く経過した現時点において、いまだ一度この航空分野における規制緩和がもたらしたもののについて検証を行う必要があるのではないかと存じます。

もう一つ。今、離島航路の維持のために、運賃や機体購入費の補助または着陸料や航空燃料税の軽減措置を行うなど、相応の配慮をいただいております。しかしながら、こうした航空運賃が大変高いという現状を踏まえて、今後、例えば航空燃料税を沖縄並みに軽減することなど、航空行政において国がどのような役割を果たしているかが適切かということについてもあわせて議論していく必要があるんだと思いますが、いかがでしょうか。見解をお伺いしたいと存じます。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

航空分野の規制緩和、これは先生御指摘のとおり、平成十二年に行われました。これによって、基本的には路線でありましてか運賃でありますとか、航空会社の経営判断に任されることになったわけでございます。これについて、先生が御指摘

のように、功罪相半ばしておるという認識でおります。

一方で、運賃全体の低廉化というのは全体としては進んだわけでございますけれども、地域による運賃の格差の問題、あるいは、昨今のように非常に景気が低迷してきた際には減便とか運休とか、こういったものが随所で行われるというような現象が出てきておまして、これについて、やはりあくまでも航空会社の判断ということでございますので、なかなかこの実態を国として改善するのは難しいという現状になっている、これも御指摘のとおりでございます。

それから、航空機燃料税あるいは着陸料その他、これを通じて私どもとしてもいろいろな地方路線の維持に向けて努力をしてきたというの事実でございます。ただ、これが十分であるかどうかといったことについては、これも従来からいろいろと議論が行われていることでございますので、規制緩和から大分時間もたつておりますので、規制緩和の功罪、これについての分析を行うとともに、国がこれからどのようなことを行っていくべきかについても十分な議論をさせていただければ、かように思っております。

○徳田委員 ありがとうございます。

確かに、現在、航空会社の運営というのは大変厳しいということを聞いておりますし、そうした中で会社の方としても努力をいただいているんだと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、所得が百九十七万円ぐらいなんです。そこで四万六千円ぐらいの航空運賃というのは余りにも大きな負担でありますし、また、先ほどから申し上げてまいりましたように、奄美も自立をした。自立をするためには、交流人口が見込めるこの観光というのは可能性があるんだと思っております。こうした航空運賃がやはり大きな阻害要因になつていく。だからこそ、国として何をしなければならぬのかということ、先ほど、十分ではないかもしれませんがということがありま

したが、実際に十分ではないものですから、そこをいま一度考えていただければというのを思います。

きょうは、本当にありがとうございます。大変短い時間ではありましたが、しかし、こうした幾つかの質問を通じて、奄美がたどってきた苦難の歴史、そして今置かれていて極めて厳しい現状を少しでも御理解いただけたら大変幸いに思う次第であります。

昨年の六月二十四日、奄美振興会館におきまして、奄美開発特別措置法延長に向けての郡民総決起大会が、島民二千人が結集し、開催されました。そこには、当時の冬柴国土交通大臣も御出席を賜り、そして、自民党、公明党、そして民主党、共産党からも参加をいただきました。この改正延長と内容の充実というものは、島では政党を超えてすべての群島民の総意であるということ、どうか国政におきましても御理解を賜りますようにお願い申し上げます。また時間が余つていますが、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございます。

○望月委員長 次に、江田康幸君。

○江田（康）委員 公明党の江田康幸でございます。

奄美の徳田先生に引き続きまして、この奄美群島の振興開発特別措置法の改正について質問をさせていただきます。

私も公明党も、この奄美振興については、党内で奄美ティダ委員会というものをつくりまして、長年にわたつてこの奄美の自立発展を応援してまいつたところでございます。

奄振法、これは大変重要な法律でございますが、これからの奄美の振興、発展、自立に向けて大変重要な改正となる、また延長となるものがございます。本委員会において、また、早急にこの国会において延長が実現できますように、心から願うものでございます。

早速、質問に入らせていただきます。

奄美群島の振興開発のための法律は、昭和二十九年の法制定以来、五年ごとに延長されました。法律の名称は多少変わったわけですが、振興計画は国の計画としてなされてきたわけでございます。五年前の改正で、この振興計画は県の計画と変更されました。また、「自治的発展」という文言が第一条の目的規定の中に挿入されたわけでございます。これらは、昨今の地方分権の流れを受けて、地域の主体的な取り組みを一層引き出して、地域を活性化させるためのものであったと承知しております。

そこで、自立に向けたこの五年間という期間における奄美の振興開発を振り返って、特に、計画の主体が国から県に変更され、自主的な取り組みをより尊重するようになった点を含めまして、この五年間の評価を伺いたいと思います。

○金子副大臣 今、江田先生からお話がありましたように、公明党におきましても、奄美群島の振興開発におきまして御尽力いただいております。ありがとうございます。

奄美群島地域におきましては、法に基づく振興開発計画によりまして、自主的な発展、住民の生活の安定等を目的として積極的に支援しております。この結果といたしまして、奄美群島では、振興開発計画に基づいて、着実な生活基盤整備や産業インフラ整備が進捗いたしました。島民からも一定の評価を得るなど、その成果を上げているところでございます。

さらに、先ほどからお話がありましたように、地域の創意工夫を生かしまして、例えば、豊かな自然を生かしたスポーツ合宿の誘致に取り組み、マラソンで有名な選手もかなり島に入っているようにございますが、相当の実績を上げております。また、健康づくりと産業振興を目的に地域の長寿食材、徳之島の泉重千代さんを初めとして、長寿の島として有名でございますが、その長寿食材を活用したレシピが開発されるなど、自主的な取り組みが進められていると理解してお

ります。

○江田(康)委員 沖縄振興法や離島振興法の期限が十年となっている中で、この奄美振興法の期限は五年となっております。これは、奄美のような極めて限られた地域や人口規模では、今日のような激激の社会経済情勢のもとでは、これらの変動に機敏かつ機動的に対応していくことが求められていることと認識しております。

そこで、今後の改正では、今後五年間、奄美法を延長するに当たりまして、基本的にはこれまでの体系を維持していくと聞いておりますけれども、奄美を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえてどのような点を変更しようとしているのか、お伺いをいたします。

○金子副大臣 奄美群島におきましては、観光、自然保護などの分野で地域主体の取り組みが見られる一方、若年層の人口流出が続いていることから、地域住民等が主体となった地域活性化の取り組みの定着とU・イーターナー者を含めた就業の促進を図ることが、自主的な発展をさらに促進するために不可欠と認識しております。

このため、本延長法案におきましては、新たに、地域の関係者間の連携協力の確保と就業の促進を基本方針、振興開発計画に盛り込むこととしていくところでございます。

国土交通省といたしましては、引き続き、法に基づく特別措置を講じるとともに、情報通信産業等に対する税制優遇措置など新たな施策の着実な実施によりまして、奄美群島の自主的な発展の一層の促進を図ってまいりたいと思っております。

○江田(康)委員 今、金子副大臣が申されましたように、今般の改正では、振興開発にかかわる関係者間の連携や協力の確保、また職業能力の開発など就業の促進等の事項、これが追加してあるわけでございます。

そこで、この就業の促進に関する基本的な事項の追加に関して伺いをさせていただきます。先ほど徳田先生からもありましたように、奄美群島におきましては、若年層を中心とした人口流

出が問題となっております。若年の雇用機会の確保が大きな課題でございます。

高校生の奄美群島の中での就職率というのは約九%でございます。鹿児島県の四九%、沖縄県の五九%に比べれば非常に低い数字となっております。奄美群島内における雇用機会の拡充、そして職業能力の開発に関する施策を推進する必要があることからこれらの基本的な事項を基本方針に追加したわけでありまして、また、就業の促進についての配慮規定も設けられたところでございます。

そこで、お伺いをいたします。国及び地方公共団体は、就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充等のための施策の充実について適切な配慮をすることとなっているということでございますけれども、どのような配慮がなされるのか、お伺いをいたします。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。ただいま先生御指摘のとおりでございます。就業の促進を図っていくことが非常に重要だということであろうと考えております。先ほど金子副大臣からも御答弁いただきましたように、今回の法改正では、今申し上げましたように、良好な雇用機会の拡充等に資する施策を積極的に実施し、若年層を中心とした就業の促進を図るということとしておるわけでございます。

具体的にどういうことをするかということでございますが、まず、平成二十年度に行いました奄美群島の雇用の現状調査の結果を踏まえまして、平成二十一年度、就業の支援を含む定住促進支援策というものを試行的に実施する予定でございます。これは、直轄の調査ということで実施をいたす予定でございます。

また、厚生労働省における良好な雇用機会の拡充、職業能力の開発向上に係る支援策とも連携をいたしまして、就業の促進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○江田(康)委員 簡単な答弁でございましたけれども、この就業問題、若者の就業の課題というの

は、大変に大きな、これからの奄美が将来に向かって希望のあるものになっていくのか、ここにかかっているところでございます。

定住促進支援策や厚労省の就労支援策を有効性のあるものとして支援していかなければこの問題は解決できない、そういうことでございますし、また、産業の振興とともにこれはあるわけでございますので、政府においてはしっかりとこれを支えていただきたい、そのように思うわけでございます。

次に、奄美の市町村長の皆様からも要望の強い奄美群島振興開発関連事業について伺いをさせていただきます。

一つは、学校の建てかえ、また耐震化等についてでございます。

これは文部科学省にお伺いいたしますけれども、奄美群島というのは規模の大きい集落が点在しております、それに応じて文教施設も比較的多いわけでございます。昭和二十八年の本土復帰以降、精力的かつ短期間のうちに文教施設の整備が進められておりますけれども、現在では施設の老朽化が進んでおります。また、耐震化を施した施設への改修も焦眉の課題となっているわけでございます。さらに、耐震化に加えて、私は、太陽光発電システムや地上デジタルテレビなどの設置なども一括して施設整備を進めていく、こういうことが非常に大事だと考えております。

奄美につきましては、まず、補助単価のかさ上げは、これは二八%のかさ上げが行われておりますので一定の配慮がなされているわけでございますが、補助率は十分の五・五、これは沖縄の十分の八・五に比べて低いままでございます。私はあえて言わせていただきたいと思います、このさらなるかさ上げが必要かと思っております。

一方、予算につきましては、今般の補正予算で、大幅な新築、改築のための予算の増額が図られたところでございます。

学校の耐震化は、緊急の経済対策でもあります。喫緊の課題でございます。地方の財政力も考

慮した場合に、これらの施策で奄美の地方公共団体が新築、改修を必要としている施設に十分な対応ができるのか、伺いたいと思います。補助率のかき上げ、また補助単価の加算などさらなる支援が必要ではないか、お伺いをいたします。

○岡政府参考人 お答えいたします。

文部科学省におきましては、奄美群島における公立小中学校の施設整備に当たりまして、奄美群島振興開発特別措置法の趣旨を踏まえ、先生のお話にもございましたように、補助率等のかき上げ措置を行うとともに、補助単価についても、奄美群島における立地条件や物価水準など地域状況を勘案し、加算を行ってきたところでございます。

また、平成二十年六月の地震防災対策特別措置法の改正により、地震による倒壊等の危険性の高い、いわゆるIs・O・三未満の公立小中学校施設の耐震補強事業について、奄美群島も含め補助率が二分の一から三分の二に引き上げられ、地方財政措置も拡充されたところでございます。

文部省といたしましては、奄美群島振興開発特別措置法の改正に当たって、引き続き、奄美群島における公立小中学校施設整備に係る補助率等のかき上げ措置及び単価加算を維持するとともに、必要な予算額を確保し、奄美群島の地方公共団体の事業計画を踏まえ、支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○江田(康)委員 予算額をしつかりと確保してこれらを進めていただきたいと思ひます。補助率のかき上げ等については、今後も前向きな検討を行っていただきたいと申し上げておきます。

奄美群島の園芸振興対策についてお伺いをいたします。

やはり、奄美といえば基幹産業は農業でございます。現在、奄美群島では、奄美農業創出支援事業によりまして、地域特産物を活用した高付加価値型の農業が着実に推進されております。

例えば沖永良部島でございますが、私も何度も行かせていただきました。日本で最初に外貨を稼いだのは、この沖永良部島のエラブユリ、テッポ

ウユリであつたという歴史がございます。このエラブユリとかフリージアを初めとして、町全体、島全体で花卉栽培が盛んで、花いっぱい運動を展開されているわけでございます。島内の農業所得は、これは不確かではありますけれども、平均所得は一千万円以上と、高付加価値型の農業に成功しておられるところでもございます。

今後、奄美農業の振興のために、担い手の育成や営農支援施設等の整備などもさらに推進する必要があるということから、この奄美農業創出支援事業の継続と拡大を図るべき、そういう地元の強い御要望がございますが、政府の考えをお聞きしたいと思います。

あわせて、畑地帯の総合整備事業における平張り施設の設置について伺いたいと思ひます。

平張り施設というのは大きな収帳のようなものでございまして、暴風時の防風対策とか潮の被害の防止効果、また害虫対策とか農薬軽減効果、こういうものがございまして、畑地帯の総合整備事業においてもこれを設置できるように強い要望が上がつてきているところでございます。

これらについて政府のお考えをお聞きいたします。

○道上政府参考人 お答え申し上げます。

奄美農業の自立的発展を図るためには、奄美群島の特性に即した農業生産を振興し、持続的な農業生産を確保することが重要な課題となっております。

このような課題に対処するため、奄美農業の生産基盤を強化するとともに、付加価値の高い農業生産の推進、有機物の有効利用の推進等に必要となる対策をいたしまして、現在、御指摘の奄美農業創出支援事業を実施しているところでございます。

本事業につきましては、奄美農業の振興の必要性を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法の延長とあわせまして、平成二十一年度予算案においては、これまでの支援内容に、推進事業については、農産物認証制度の普及、食育、地産地消の推進等、それから整備事業につきましては、農業用

水施設、遊休農地の基盤整備、土壌土層改良等に対する支援を加えまして、平成二十一年度から二十五年度までの事業として拡充することとしていくところでございます。

○齊藤政府参考人 お答えします。

先生御指摘の畑地帯総合整備事業におきましては、畑地帯における農道、区画整理等の生産基盤の整備と一体的に、農地の保全を目的とした防風林等の整備を行っているものでございます。

先生お尋ねの平張り施設につきましては、防風対策や害虫対策などの農作物被害の軽減を目的とする営農施設であり、本事業による公共事業としての対応は困難であると考えておりますが、奄美農業創出支援事業、強い農業づくり交付金等におきまして、農作物被害の軽減を目的とする観点から、平張り施設の設置を推進しているところでございまして、これらの事業を活用していただき、農作物の被害の軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

○江田(康)委員 ぜひとも、奄美農業創出支援事業は大変重要な事業でございまして、また、畑地帯の総合整備事業、これらを活用して、大いに奄美群島の園芸振興を図っていただきたいと思ひます。

次に、本土との格差が奄美群島においては大きな課題として残っているわけでございますけれども、この経済格差の是正、また地理的条件に伴う不利性の解消についてお伺いをさせていただきます。

一つは、やはり先ほどの徳田先生が取り上げられた航空運賃の引き下げについてでございます。

奄美群島と県外を結ぶ航空路線における運賃とこの先は、先ほど来ありましたように、これは大変大きな差になっておりまして、各種割引制度も少なく、沖縄と比べて大変割高となっております。また、観光振興とか域内企業の活動、島内外の交流促進等の大きな足かせとなっているわけでございます。海上の交通も含めて、奄美の航空の確保にどのように取り組むのか、率直に政府の考

えをお伺いしたいと思います。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

奄美路線について、離島住民の足を確保するという観点から、路線維持のために、私どもも政策的な支援を幾つか実施させていただいているところでございます。

具体的には三点でございます。一点目が、機体購入費補助、それから運航費補助といった予算措置。それから二点目が、航空機燃料税、固定資産税の軽減措置といった税制措置。三点目が、空港着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置といった使用料の軽減。この三つでございます。

これらの支援は、奄美路線の維持に貢献しているものと考えておりますが、先生御指摘のとおり、運賃引き下げに関する地元の要望は非常に強いものがあるということは私も認識しておりますし、今後も地域と一体となって利用促進に取り組むなど、奄美の航空交通の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○伊藤政府参考人 ただいま先生から、奄美の離島航路の維持、確保についての取り組み状況についての御質問がございました。

奄美の離島航路でございますけれども、具体的に申し上げますと四航路ございまして、一つは、本土鹿児島から喜界島を経て奄美大島の知名に至る航路、それから、吐噶喇列島を経て奄美大島の名瀬に至る航路、また、島々を結ぶ航路といたしましては、屋久島を起点として種子島、口永良部を結ぶ航路、また、奄美大島近隣の島を結ぶ航路、こういう航路がございます。この航路で、運航によつて生じる赤字を国と地方公共団体が協調しながら補助いたしまして、航路の維持を図っているところでございます。

裏づけになる予算でございますが、離島航路につきましては、昨今の燃油高騰を踏まえまして、平成十八年は、当初の予算に加えまして、補正予算で約八・七億円、それから十九年度は十七・五億円、平成二十年度、昨年でございましてけれども、原油高騰が大幅でございましたことも踏まえ

まして、一次補正で三十三億円を計上いたしました。したがって、二十年度で七十一億円というところでございまして、奄美を含めました離島航路の維持に必要な欠損補助を確保いたしました。

もう一点でございますが、地域が主体となつて離島航路の運航サービスの向上、また設備、施設の更新を図る取り組みに対しまして、国も地域公共交通活性化・再生事業の枠組みを活用して支援することとしておりまして、平成二十年の実績で申し上げますと、十五件の航路で取り組んでおります。

○江田(康)委員 今私は、海上交通も含めて、奄美の航空の確保、また、この運賃等の引き下げについて質問をさせていただいたわけでございますが、やはりこの離島航路線というのは住民の生活路線でありまして、先ほども徳田先生からありましたように、所得が低い中で高額の運賃を払って行くというのは、生活の足を一つも取つていくようなことにもつながるわけでございます。これは、フェリー等においてもしかりでございます。

今回の予算で、高速道路においては、本土においてどこまで行つても千円というような画期的な高速料金の引き下げが行われたわけでございますけれども、そこで鹿児島まで来て、しかし、そこからもしくは別のところから奄美に向かうには、とても高額な運賃がかかる。それは、経済対策としても、またさらに本土との格差を広げてしまふ、チャンスをつ奪つてしまふ。そういうような意味でも、これについてはやはり早急な検討を著実に進めていただきたい、そのことを申し上げておくわけでございます。

総合的な支援がございまして、航空機燃料税の軽減策が、今回は、伊丹―奄美に加えて羽田―奄美にも拡充されるわけでございますけれども、直接料金の引き下げに結びつく民間への支援をすることはなかなか難しいかもしれませんけれども、ここが一番大事なところでもございまして、しっかりと前向きな検討を進めていただきたいと

思います。

次の質問に移らせていただきます。

さまざまな本土との格差はあるわけでございまして。例えば、地デジ放送の円滑な推進においても、中継局の整備とか辺地共聴施設の改修等にかかわる積極的な支援をお願いしたいし、また、家電及び自動車リサイクルに関する支援についても、進んでいいるかと思ひますけれども、やはり本土との格差があるところでもございまして。しっかりと、奄美の本土との経済的格差、地理的条件に伴う格差等においては、政府としても積極的な支援をしていただいて、この五年間、次の自立的発展を支えていただきたいと思うわけでござい

時間になくなつてしまひましたが、世界自然遺産登録について伺ひたいとします。

我が国では、世界自然遺産には、知床、白神、屋久島、三地域が登録されておりますけれども、奄美地域は、また小笠原地域も、それに引き続き、世界自然遺産への登録に向けての取り組みが行われております。この取り組みについて、奄美の世界自然遺産登録についてしっかりと支えていただきたいと思うわけでございまして、これらにこたえるために、国の積極的な支援が必要と認識しております。

そこで、世界自然遺産に向けての現状と課題、そして国の取り組みについて、簡潔にお伺ひいたします。

○柏木政府参考人 お答え申し上げます。

世界自然遺産の登録につきましては、世界的に見て貴重な自然があること、その自然を将来にわたつて守るために必要な措置がとられていること、この両方が必要とされております。

環境省としましては、アマミノクロウサギを初めとした多くの希少種や固有種が生息、生育しております。亜熱帯照葉樹林に世界自然遺産としての価値があるというふうを考えておりまして、価値の精査と推薦範囲の検討を進めているところでございます。

また一方で、貴重な亜熱帯照葉樹林が保護地域に指定されていない区域がある、あるいは、希少種や固有種が外来種による影響を受けているなどの問題も抱えているところでございまして。そのため、地域の関係者と連携しながら、国立公園の指定などの必要な保全策の検討や、マングースを初めとした外来種の防除を進めているところでございまして、引き続き、世界自然遺産の推薦に向けてこれらの取り組みを進めてまいりたい、かように考えております。

○江田(康)委員 最後に大臣、一言。

既に奄振法の成立から五十五年が経過いたしました。この自立的発展に向けての芽が見られる一方で、今議論しましたように、本土や沖縄との経済的、また生活面の格差がございまして、若年層の人口流出も続いている。産業の発展が大事でございまして。社会資本整備もまだまだ本場に必要としております。このような中で、次の五年間はこれまでどの時期に比較しても大変重要な期間と認識しております。

そこで、最後に、次の五年間の取り組みについて、金子大臣の思いを一言伺ひさせていただきます。

○金子国務大臣 江田委員からさまざまな課題を御指摘いただきました。

今度の五カ年計画では、基本方針及び振興開発計画の中に、地元の関係者のいろいろな意向あるいは連携協力というものをきちんと位置づけるということにさせていただいております。そういうものを通じまして、地元の意向を十分に取り込むということをやつてまいりたい。

さつき、テッポウユリの話、フリージアの話、それから世界自然遺産の話、黒糖しようちゅうも非常に伸びている。地域が持ついろいろな資産をさらに伸ばせるようなことを何とかやっていきたい。そういう中で、航空料金の問題も今ありましたけれども、国としてどう対応するかというのあわせ検討してまいりたいと思つております。

○江田(康)委員 大臣、ありがとうございます。

○望月委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございまして。よろしく願ひいたします。

まず、奄振法の前に、大臣、JRバスの炎上事故に触れておかなければならないと思ひます。

大変な、あわや大惨事になるかという、私もニュースを見て、こんなにバスというのは燃えるものなのかな、大変な事故だなどというふうに思つたんですが、昨年の五月にも同じ型のバスが炎上をしていてというふうに報道されていまして。そのときの原因は何だったんですか。

○本田政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の五月二十九日に名神高速上り線で、今回と同種の高速バスにつきまして火災事故が発生いたしました。その原因についての御尋ねでございますが、当時、事故当日を含め四回にわたり関係者で実見見分を行いました。関係者と申しますのは、まず警察、それから消防、また私どもの運輸局、そして独立行政法人交通安全環境研究所、あるいは当事者が一堂にそろひまして実見見分を行いました。その結論は三点ございまして。

一点は、原因については最終的にはわかりませんでした。これは、事情から申しまして、バスの車体そのものが燃え尽きておりまして、目で見てわからない状況であつたというのが大きな要因になつております。ただ、詳しく調べますと、エンジンルームの上に取りつけてありますランプと称する電気配線を取りまとめて束ねておくもの、それが壊れておつた、それから電気配線にショートの原因が認められたということから、電気系統の故障の可能性があり、断定的ではございせんが、故障の可能性としてはそういった点が指摘されております。また、他方で、オイルとか燃料系統につきましてはそういった痕跡がないものですから、その種の故障は考えにくい。以上が当時の結論でございました。

○川内委員 原因についてはわかりませんでし

た、こう重々しく言われても、何か頼りなさが募るばかりでございますけれども。

大臣、同じような事故が同じ型のバスで続けて起こるとするのは、これはやはり構造的な欠陥も疑われるわけですから、国土交通省として、本件に関してしっかりとその原因を究明する、原因を明らかにするということは、大臣としておやりいただかなければならない仕事であるというふうに思いますが、御所見をお聞かせください。

○金子国務大臣 きこの事故につきましては、現在、警察とも連携しながら原因の究明を行っております。

事故原因が判明するまでの当面の措置でありますけれども、ジェイアールバス関東株式会社、及び、共同運行しておりますのが西日本ジェイアールバス株式会社であります、両社に対して同型車両の運行を見合わせるよう要請しますとともに、全バス事業者に対して点検と整備を徹底したところであります。

いずれにしましても、原因究明の状況を踏まえて事故の再発防止に努めてまいりたいと思っております。

○川内委員 それでは、奄振法について聞かせていただきます。

私も民主党も、次の内閣の長浜博行担当を先頭に、私自身を含めて奄美に視察団を編成し、現地の皆さんと意見交換をしてみたいです。市町村長さん、それから議会の責任者の方、そして商工会議所の会頭さんを初めとする市民団体の皆さん、さまざまな意見が出ました。

そこで、簡潔に御答弁をいただきますが、基本方針の中では、奄美というのは、「他の地域にない風土的な魅力や資源に恵まれており、我が国にとって重要な役割を担っている。」重要な役割を担っている。というふうに基本方針の中に書かれておりますが、累次の奄振法の延長、もちろん否定をする気はありませんし、評価される部分もたくさんあるというふうに思いますが、十分であったのかということについての国土交通省としての

評価をまずお聞かせいただきたいと思えます。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。
今先生御指摘のとおり、この奄美特措法においては各種の特例措置が設けられております。例えば補助率のかさ上げ措置でございますが、一般離島の特別な位置づけとして奄美群島を位置づけて、これにより、生活基盤施設の整備でございますとか産業インフラ施設の整備を積極的に支援してきたところでございます。

これについてはかなりの効果を上げてきているというふうに考えておまして、島民の皆様方からも一定の評価を得ているのではないかとこのように考えているところでございます。

○川内委員 島民の皆さんからも一定の評価を得ているということですが、島民の皆さんというのがだれを指すのか不明確ですけれども。

私もお伺いして、市町村長さんあるいは議会の議長さんたちもおっしゃっていたし、そして市民団体の方々もおっしゃっていた、両者に共通する課題としては、先ほどから出ている航空運賃の問題というのが出ていたわけでございます。

奄振法自体については、もちろん、議会の議長さんや首長さん方は、とにかく延長してくれ、延長してくれと。他方で、市民団体の方々も、奄振法で公共事業をいっばいやったけれども、結局地元にお金が落ちていないと。これは沖振も同じようなテーマを抱えているわけですが、地元でお金が回っていないのではないかと、したがって、本土との格差が拡大する一方なのではないかという問題意識を市民団体の方々も持たれている。しかし、両者に共通する思いというのは、航空運賃、これはとにかく高いんだということが言われている。

この認識については、国土交通省としても、地元の皆さんがそれこそそういう要望をお持ちであるということも認識していらつしやいますか。

○前田政府参考人 お答え申し上げますが、これは距離奄美路線の航空運賃でございますが、これは距

離当たりの運賃で見れば、全国のいろいろな路線と比較いたしますと決して高い水準ではありません。ただ、先ほど来いろいろ比較の対象となつてくる沖縄路線との関係で見ますと、沖縄の特殊事情を踏まえた政策的な支援、路線の需要の多寡、あるいは競争環境が違ふ、こういったいろいろな事情から、結果として沖縄路線よりも奄美路線の航空運賃が高くなつてきているのは事実でございます。

この点について、状況の改善、地元から強い要望があるということについては承知しております。

○川内委員 要望というのは、これは強い要望がある、めっちゃめっちゃ強い要望があるというふうに認識をさせていただかなければならないわけでございます。

それでは、先ほどから航空局長が、今はこういうことをやっていますよ、頑張っていますよというのを御説明いただいているわけですが、それで十分だという御認識を持っていらつしやるのか、今の策で十分なんですというふうに思つていらつしやるのか、そこをちよつとまず聞かせてください。

○前田政府参考人 先ほど御説明いたしましたとおり、路線の維持あるいは確保という観点からは、運航費補助等の予算措置、あるいは航空機燃料税、固定資産税の軽減といった税制措置、それから着陸料、航行援助施設利用料の軽減措置といった多面的な政策的な支援を行わせていただいているところでございます。これらの支援が十分かどうかということについてはいろいろ御意見はあるかと思いますが、奄美路線の維持に貢献しているというのは事実だというふうに考えております。

ただ、運賃引き下げに関して地元から強い要望、先生は強い要望とおっしゃいましたが、強い要望があるということは認識しておりますし、これを踏まえて奄美路線の活性化を図ってまいりたいというふうに思っております。

○川内委員 この奄振法は三月三十一日に期限が来て、奄美という地域は重要な地域であるということについては、もうすべての党がこれは認識を一致させておられるわけでありまして。沖縄には十兆円、今までお金が使われてきたのが、奄美は二兆円である。たまたま本土に復帰するのが早かったということで大変な格差があるわけでございます。しかし、住民の皆さんが受けてきた苦難の歴史というのは、同じような苦難の歴史を経てきているわけでございます。私は薩摩の人間ですが、そういう意味では、琉球を搾取してきたという薩摩の歴史というのか、じくじたる思いも込めてきょうは質問をさせていただいているわけでございます。徳田さんのためでは決していないということを申し上げます。おきたいと思ひます。

奄美の人たちのために何ができるんだろうかというのを考えたときに、この奄振法に基づいて基本方針というものが策定をされる。その中に、「交通の確保」というところに現在どう書かれているのかというところ、奄美群島振興開発基本方針のⅢの3というところに、「道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項」として、「(1)交通の確保」というところがございます。「道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じて地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な交通基盤の整備を推進するとともに、奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路の安定的な運航の確保に努める。」というふうに記述をしております。

私は、ここをもう一段書き込む必要がある。すなわち、この基本方針の中に、一層利用しやすい運賃の軽減というふうな言葉や、あるいは航空運賃の軽減という言葉を、そして住民の生活の利便性の向上、観光振興に資していくんだというふうな

言葉、そのためにこの奄振法の延長をきつかけとして実験するんだというようなことを書き込むべきであるということをやつと主張してきたわけでございます。

国土交通大臣として、基本方針にそれを書きますということ、基本方針は国土交通大臣の告示でございますので、強い要望を受けて、そういう要望があるということがわかつていて、現在まだ十分ではないという認識のもとに、どういう基本方針の書き方をされるのかということをやつと御答弁いただきます。

○金子国務大臣 盛り込む方向で関係者と調整してまいりたいと思っております。川内委員が先頭に立って本当にこの点について御努力されている、そういう御意見を盛り込めればと思っております。中身について申し上げますか。(川内委員「はい、お願いします」と呼ぶ)

航空運賃の問題については、住民の方々の御要望が大変強い課題であると認識しております。この認識のもとで、今後、国において策定する基本方針におきまして、奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線、離島航路の安定的な運航を確保するとともに、交通利便性を確保し、交流の活性化を図るため、一層利用しやすい航空運賃の軽減について必要な措置を講ずる旨、及び、地方公共団体とともに奄美群島路線の航空運賃の軽減に取り組み、離島路線の航空運賃の軽減による離島における住民の生活利便性の向上、観光振興等に関する実証を行う、こういう方向で関係者と調整してまいりたいと思っております。

(福井委員長代理退席、委員長着席)

○川内委員 ぜひ、私は国土交通省も新しいビジネスモデルをつくっていくべきであるというふうな思っております。先ほどから航空運賃についてはさまざまな議論が出ていますけれども、圧倒的に高いわけですね。東京―奄美は四万七千円です。往復で九万四千円です。九万四千円あれば、最近の新聞を見ると、外国どこだって行けますよ。そんな値段で一般の運賃が設定され

ているなどというのはあり得ない運賃である。これは国としてもしつかり取り組まなきゃいかぬわけですね。

今の基本方針について、国土交通大臣がこういう方向で盛り込むということを御答弁されたわけでありまして、では具体的にどういうことをお考えかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来いろいろ議論になっておりますように、それに対して航空局長からもお答え申し上げておりますように、航空運賃は届け出制でございまして、路線の収支状況等を踏まえた上で航空会社が自主的に判断することとなるわけでありますので、航空運賃の軽減についてとり得る施策、措置というものは限られているというふうな考えております。

ただ、その中で、私どもとしては、当面は、奄美の魅力を高め交流を促進することを通じて需要が高まり、それが航空運賃の低減につながるような、例えばでございますがモニターツアーですとか物産展ですとか、いろいろな事業を行ってまいりたい。これは既存の制度、事業がございまして、それを積極的に活用していろいろやってみたいということでございます。

その上で、今後についてでございますが、今後につきましても、航空の利用促進に向けた新たな取り組みの検討についても、ぜひいろいろ地元の見解なども伺いながら検討を深めていきたい、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○川内委員 そんな答弁では徳田先生は怒りますよ、本当に。

航空運賃については、それは規制緩和とかあるいは自由化とかそういう流れの中で決めてきた、届け出制にしました、それがさまざまなところに弊害を起しています、減便や廃線が起っていますというのを先ほど航空局長はおっしゃいましたね。では、そういう問題意識を持ってい

るのであれば、離島航路については別に競合他社があるわけではない、ビジネスライクじゃないわけですよ。本当に、生活を維持していく、生活のための路線として、航空行政のあり方そのものについての議論をやはり加えていかなければいかぬというふうな思っていますね。

航空局長にお尋ねしますが、今後、航空行政について、航空運賃のあり方について、ビジネスライク、いわゆる基幹となる路線と、それから離島路線のような、一社しか飛んでいません、いつでもやめたいです、いつでもやめますよというふうな路線については、運賃の仕組みそのもののあり方について考えていかなければならぬというふうな思っていますけれども、航空審議会できちんと議論することです。よろしいですか。

○前田政府参考人 路線の維持については、先ほど来申し上げておりますとおり、いろいろな方策によつて、奄美に限らず、いろいろな地方路線の確保ということをやつていこうと思っております。

ただ、路線については、それぞれの特性がある、これはもう先生の御指摘のとおりでございます。規制緩和がもたらした影響というものがそれぞれ路線にどういった影響であったか、これもさまざまなであるというふうに認識しております。

今回、先生からの御指摘もございまして、規制緩和から大分年数がたつたということもございまして、航空法の規制緩和がもたらした効果や問題点について検証、検討を行った上で、今後、航空運送事業について国がどのような関与を行うかについて検討していきたいというふうに考えております。

航空審議会という御指摘もございました。航空審議会はいろいろ専門家が集まった、こういった問題なんかを話すのに非常に適当な場でありまして、どういった場で検討を行うかについてはまたいろいろと、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

○川内委員 検討する場を含めて検討するという

のは、ちよつと私にはよくわからぬのですが。ほかに何か国土交通省設置法で定められている検討する場があるんですか。

○前田政府参考人 航空問題についていろいろ検討する場合は、名称は検討会、研究会、いろいろなものがございまして。航空についていろいろな分野の専門家にお集まりいただいて、随時個別の問題についていろいろ話し合いを行う場というのは、航空審議会の場合だけではございません。航空審議会が話し合うというののも一つの選択だとは思いますが、今どういった場が適当かということについては十分に考えさせていただきたい、こういう趣旨でございます。

○川内委員 国土交通大臣に確認をさせていただきますが、航空行政、航空運賃のあり方について、規制緩和の影響あるいは自由化の影響を受けて非常に弊害を受けている路線については、航空運賃のあり方について検討の場を設ける、可及的速やかに設けて検討をするということをやつと大臣としても御確認いただきたいと思っております。

○金子国務大臣 私は、航空の問題について、自由化することによっていろいろな格差が出てきている、奄美は特に御指摘のとおりだということで、大事な課題だと思っておりますので、航空法の規制緩和がもたらした効果、問題点については検討しようと思っております。

ただ、同時に、離島全体の問題、飛行機だけじゃなくて船の航路の問題というの、例えば奄美だけじゃなくて国境の島対策をどうするといったようなものも含めて、やはり、航空局長がいきなり航空審議会と言わなかったのは、政府全体としてこういう問題をどう取り扱うかという場がその前に要するんだらうと思っております。それを踏まえて、私も、航空だけじゃなくて、それを踏まえて、私、航空だけでなく、いわば離島の足という問題も含めて検討をしてまいりたいと思っております。

○川内委員 何かちよつとよくわからなくなつたんですけれども、時間がないんですが、政府全体としてとか、航路もそうだし航空運賃もそうだけ

れども、要するに、国土交通大臣としては、そういう離島に生活される皆さん方の生活の利便性の向上や観光振興、さらには国家全体の安全保障の面も考えて、そういう離島の足についてはきちんと議論する場を設けるということによりよいです。

○金子国務大臣 そういうことで進めていきたいと思っております。

○川内委員 先ほど国土交通大臣が設けたいとおっしゃられた基本方針の中に、奄美では実証を行うということの基本方針としておっしゃっているわけですが、一昨日、総理が経済対策を策定せよと与党に御指示をされたとかされていなくてか新聞記事が出ましたけれども、私は、経済の対策として、あるいは二十二年予算に向けてでも結構ですが、とにかくまずきちんと社会実験をするんだということをや奄美においていただきたいと思っております。

奄美でのがかりな社会実験を航空運賃についてしていただきたいと思っておりますが、最後に大臣の御認識を伺いたいと思っております。

○金子国務大臣 御指摘のことは承らせていただきます。

ただ、総理の指示は与党に行きまして、どういうことの中身というのは、今我々は予算をやっている時期でありますので、与党でどういう項目を挙げてこられるのかというのはいくつかあります。御指摘いただいた点は私も留意して進めさせていただきますと思っております。

○川内委員 終わります。

○望月委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 民主党の松原仁です。

一つ目として、小笠原振興法であります。この小笠原諸島振興開発特別措置法、目的ということで二つ大きな目的がある。一つは、小笠原諸島の基礎条件の改善、地理的、自然的特性に即した振興開発。もう一つは、旧島民の帰島促進。これよろしゅうございますか。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

小笠原振興開発特別措置法は、ただいま先生からお話のありましたように、交通条件に著しい制限がある等の地理的特殊事情、台風常襲地帯である等の自然的特殊事情、戦後二十三年間において米軍軍政下にあったという歴史的な特殊事情による不利性を抱えていることから、小笠原諸島の自立的発展、住民の生活の安定等を図るとともに、旧島民の帰島を促進するために特別措置を講ずるものでございます。

○松原委員 帰島促進事業ということが大きな冠としてあるわけですが、その進捗についてお伺いしたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

旧島民の帰島に関しては、国は、帰島者が本土から小笠原諸島に移住することに伴います不動産の譲渡、取得に際しまして、所得税、不動産取得税の特例措置を講じているところでございまして、東京都においても、帰島の際の引越しのための輸送費用の補助、資金の貸付け等の支援を行って、いろいろ進めてきているところでございます。

そこで、その結果でございますが、旧島民の帰島状況は、毎年十名前後で推移しております。平成十六年度から平成十九年度末までを見ますと、この四年間で三十九名が帰島している状況でございます。

○松原委員 小笠原諸島というのは、父島、兄島、母島、硫黄島、さまざまなわけでありまして、それぞれに関して、帰島ができていない島と、あるのがあるのか、お伺いしたい。

○加藤政府参考人 帰島ができていないところは、硫黄島がもとより地理的、自然的な条件からなかなか居住に適さないということで、硫黄島には帰っております。

○松原委員 硫黄島は、昔は人が、いわゆる一般住民といいますが、住んでおられたかどうか、お答えいただきたい。

○加藤政府参考人 昔は住んでおられたことが、昭和五十九年、当時の小笠原諸島振興審議会、こ

こでの審議会の答申の中で、火山活動による異常現象が著しいこと、産業の成立条件が厳しいこと等々から、一般住民の定住は困難であり、同島は振興開発には適さない判断をせざるを得ないというふうなされているところでございます。

○松原委員 改めてそれを聞こうと思つていたんですが、硫黄島に帰島ができない理由は四点あると承っております。お答えいただきたい。

○加藤政府参考人 今申し上げましたが、火山活動、それと産業の立地条件が厳しいことと、（発言する者あり）失礼いたしました。

今申し上げました、火山活動による異常現象が著しいこと、産業の成立条件が厳しいこと、戦没者の遺骨が残存すること、多くの不発弾があること、この四点でございます。

○松原委員 要するに、火山活動と産業と遺骨収集が進んでいないことと不発弾、この四つが小笠原における硫黄島の帰島が困難である理由であると。

ただ、火山活動は昔からずっと継続をしております。これはいろいろな議論があるところであります。戦前においてもそういった状況は変わっていないなかつたというふうな、きょうは気象庁を呼んでおりますが、私は聞いていたわけでありまして、呼ばば、恐らくそういう答弁になるでしょう。ですから、私は、この条件というのは、どう判断するかというのはいくつか微妙であります。

残りの三つ、人為的な部分の問題として、今言った産業の問題。ただ、産業は、さまざまな国のアクセス、また、そこに帰島者が行かない限り産業はできないので、卵と鶏みたいな話であります。国が意思を持たない限りはあり得ないもので、産業が先にあって帰島は大丈夫です。という話にはなかなかならない。

そうしますと、排除しなければいけない二つの条件は、遺骨の収集と不発弾の問題である、こういう話になっているわけでありまして、

きょうは防衛省の方にもお伺いしたいわけでありまして、一般的に考えると、きのうの事前の打

ち合わせの段階でも、あそこに防衛省の、言つてみれば飛行場があつて部隊がいる、そういった軍事上の問題があるがゆえに、防衛省としては帰島というのに対して、これは余り認めたくないというところはないというふうな私には聞いておりますが、そういったことがあるのかないかを防衛省にお伺いしたい。

○中江政府参考人 お答えをいたします。

硫黄島への帰島問題につきまして、防衛省として直接お答えをする立場にはないと思っておりますけれども、ただいま国交省の方から御答弁がございましたように、旧島民の方々の帰島にはさまざまな困難があると承知をしております。帰島が困難なけれども、自衛隊の基地の存在自体が旧島民の帰島を困難としている要因になっているというふうには認識をしております。

○松原委員 ということは、防衛省としては、防衛省の基地があるがゆえに帰島困難という理由はないのであつて、国土交通省が帰島するというところを認めれば、そこに防衛省の基地があることはその妨げにならない、こういうことでよろしいですね。もう一回確認します。

○中江政府参考人 この帰島問題につきまして、国交省あるいは東京都、小笠原村などから何か具体的なお話が当省に対してございますれば、それにつきましてはよくお話を承りたいというふうな思っております。

○松原委員 何か答弁が変わつたような気がするんですが、ちゃんと最初の答弁をもう一回言つてくれればいいんですよ。防衛省は、防衛省の基地があるがゆえに帰島は困難というところは言わないですね。そう言つていたんだから、もう一回言つてください。

○中江政府参考人 私どもの自衛隊の基地があるから帰島は困難というのを私どもとして申し上げるつもりはございません。

○松原委員 それで結構です。

そして、先ほど言われたところの不発弾、この不発弾に関してはどういう状況になっているか、

お伺いしたいと思ひます。これは防衛省に一応
言つてあります。

○中江政府参考人 不発弾の処理自体は内閣府の
所管になっておりますので、私が正確にお答えす
ることはできませんが、実際には、遺骨収集の際
に毎年不発弾が見つかつております。その際に
は、厚労省からの依頼を受けて、自衛隊が不発弾
の処理をしているというふうに承知をいたしてお
ります。

○松原委員 自衛隊が不発弾の処理をしてどれぐ
らい進んでいるとか、そういう資料はきょうは
持つてきていない。まあ、急な要請でしたので。
ただ、これは、不発弾を早くなくす。少なくと
も、この小笠原の振興法があつて帰島事業とい
うのが書かれている以上は、帰島のために熱心に行
政が動くというの、これは戦後処理というか、
いわゆる戦後を終わらせるというか、戦争によつ
てさまざまな問題が発生したことにピリオドを打
つという点で極めて重要でありますから、必ずこ
の不発弾問題、きょうは内閣府を呼んでおりませ
んの、気象庁、内閣府を呼ぶところまでいきま
せんでしたが、これはきちつと対応してほしいと
思ひます。

○松原委員 遺骨収集の問題であります。
現状の遺骨収集はどういう状況になつていま
るか、これは厚生省ですか、来ていただいている
と思うんですが、お答えいただきたい。

○及川政府参考人 お答えを申し上げます。
硫黄島におきます遺骨収集につきましては、厚
生省の時代から、昭和二十七年から開始してあり
まして、これまでに延べ七十二回の遺骨収集を
行つてきてございます。

○松原委員 四割ということでありました。あ
えて比較をすることを、日本が余りにも、四割とい
う数字なので申し上げたいんですが、米国におい
ても硫黄島における戦没者というのは多数おられ
たと思ひます。その戦没者に関しては遺骨収集は
どのようになつておられるか、お伺いしたいと思
ひます。

○及川政府参考人 お答え申し上げます。
アメリカにつきましては、戦勝国であつたとい
う事情もござりますが、戦後かなり徹底して遺骨
収集をされたというふうに承知しております。戦
場の整理を行ひまして、硫黄島におきます戦死
者の収容につきましてはおおむね終わつていま
す。

○松原委員 きょうも、アメリカは戦勝国だから
おおむね終わつていゝという話をするんだよね。
日本は敗戦国だからなかなか終わらないと言ふん
だけれども、これはどういう理屈なんですか。
ちよつとお伺ひしたい。

○及川政府参考人 お答え申し上げます。
硫黄島におきます遺骨収集、先ほど申し上げま
したように、約四割の送還にとどまつていまとい
うことで、まだまだ多くの御遺骨が現地に残つて
いるという状況でございます。

国内にありますが、さらには積極的に
進めていきたいというふうに考えておりますが、
困難な事情といたしまして幾つかございまして、
やはり玉砕の島であつたということで、生存者で
ある戦友からの情報といつたものが少ない、ま
た、その後アメリカの施政下に入りまして、また
火山活動等によつて地形等も大分変わつていま
つた中で、現地の捜索が困難である、また、さ
まざまな地下ごうがございしますが、地下ごうの形
態等も随分変わつていたりする、そういった中で

これまでやつてきたわけでございします。
さらに申し上げますと、当時の主戦場となつた
地域、中央部、占領後のさまざまな施設ですとか
道路、滑走路といったような建設、そういった中
で収集が困難であるという状況がございま
すが、さらにやつてまいります。

○松原委員 遺骨収集が四割というのは余りにも
少ないと思ひつております。この遺骨収集が、
しかし一〇〇％というのはなかなか難しいかもし
れないけれども、アメリカも九五％以上恐らく
いつてゐるんだらうと思ひます。最低でも一定の
ところまで持つていくということが私は必要だと
思つております。

遺骨収集が一〇〇％を目指す場合の問題点、
どうしても乗り越えなければいけない点として、
いろいろとお伺ひすると、防衛省の施設があつ
て、その下に御遺骨が埋まつてゐるケースがあつ
て、防衛省の協力がなかつたその遺骨収集が進ま
ないという議論を聞いておりますが、このことは
いかがですか。事実ですか。事実なんだから、事
実と答えていただければ結構です。お答えくださ
い。

○及川政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま、防衛省におきまして滑走路の移設に
ついて検討されているというふうに承知してあり
ます。二十一年度におきましては、移設の前提と
しての環境現況調査を実施するというように聞い
てございまして、私どもとしましては、移設先の
候補地、また、移設するとした場合に現在の滑走
路の地下といつたこと、これを計画的に、防衛省
における検討とあわせて、収集、調査といったも
のに取り組んでいくという形でやつていきたいと
いうふうに考えております。

○松原委員 もう時間がないので、防衛省の方に
もう一回確認します。
私は、遺骨を収集する、アメリカは九割五分を
超えている、日本は四割だ、それは、どこまでい
けるかわからないけれども必死にやるといふのは、
これは我々の歴史を大事にしようといふ日本

人として当たり前の姿勢だと思ふので、防衛省と
しては、この遺骨収集に対してもちろん防衛省と
しても十分協力をする意思はある、これだけ確認
したいと思ひます。

○中江政府参考人 お答えいたします。
遺骨収集につきましては、これまでいろいろな
形で、輸送ですとかあるいは施設の提供等で、
自衛隊としてもできる限りの支援を行つてきたつ
もりでございます。

今お話のあつた滑走路の問題につきましても、
その下に多くの遺骨が眠つてゐるというふうにも
聞いておりますので、滑走路の移設につきましても、
厚労省ともよく相談をしながら進めていきたく
いというふうに考えております。

○松原委員 金子大臣、私は、この硫黄島で玉砕
した日本の兵隊の方々に對する最大の供養とい
うのは、いろいろな供養があると思ひます。我々が
誇りを持つて日本の国を運営するということも大
きな供養でしよう。

しかし、硫黄島に日本の一般住民が住むとい
うことは、実は、私個人の思ひとしては、こうい
つた方々に対する最大の供養の一つで、戦後を終わ
らせて、あなたの方のところで、確かにそこでは本
当にまだ収集は終わつてゐない皆様もおられるけ
れども、日本の一般の人たちが生活をしていま
す、これは私は一つの供養のあり方だと思ふん
ですが、金子大臣の所見をお伺ひしたい。

○金子國務大臣 供養の仕方はいろいろあるん
だと思ひます。やはり、遺骨収集をもつとつと努
力することが必要なことなんだろうと、今お
話を伺つておりながら感じております。

ただ、地形的な状況、火山帯というふうな状
況、そういうのはやはりありますので、住むとい
うことがどういふ形態で住み得るのかということ
は、これはまた大きな課題だと思ひますので、ま
ずは御遺骨収集をさらに進めて、御仏前でお供え
させていただくということを努力していくのが先
だろうなという感じがいたします。

○松原委員 これは金子大臣の所感とはちよつと

ちよっとこれは大臣にお伺いしたいんだけど、も、当初、兄島に飛行場をつくる、父島の時雨山につくる。飛行場をつくると大体二時間半ぐらい、三時間弱で行けるだろうと言われている。T

わっていますから、高木先生に迷惑をかけてもいけないので、ここで、このTSL問題は、この問題は極めて大きな暗やみがあると私は思っております。さらにこれは議論を進めていきたいと思

最後に金子大臣に答弁をいただきたいのは、結果として、小笠原はこの十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

ます。最後、小笠原は、この十数年に及んで振り回されてきたんです。審議会でもその発言はされてい

○望月委員長 次に、高木義明君。

○高木(義)委員 民主党の高木義明です。私は、離島航路の充実、そして支援強化の立場から、以下お尋ねをいたします。

まず、先ほど話題になっておりましたが、テクノスーパーライナー、TSLについてですが、前回の法改正、平成十六年の五月、国の小笠原諸島振興開発基本方針、そして東京都の振興開発計画、これはいわゆるTSL就航を前提としておりました。しかし、燃油価格の高騰によって事業採算が見込めなくなった小笠原海運が、テクノスーパーライナーの用船契約を解除したため、平成十八年五月二十三日に、国においては振興開発基本方針の変更告示をし、その後、十一月二十八日には、東京都が開発計画の変更公告を行いました。いわゆる小笠原航空路の開港について将来を

目指して検討する、こういうことが大きなポイントであります。では、まず航空路の開港について、飛行場の建設あるいは環境アセスメント、航空運賃あるいは営業見通し、こういった課題がありますけれども、今の進捗状況についてどうなっておるのか、この点について伺いしておきたいと思っております。

○前田政府参考人 小笠原諸島への航空路開港についての検討状況についてお答えしたいと存じます。

これは、平成十九年度でございますが、小笠原村が村民アンケートを行いまし、その結果、多数の村民が、これは約七割と聞いておりますが、航空路の開港が必要という意思表示をされましたので、これを踏まえて、東京都と小笠原村が、基本構想の検討とそれに関するパブリックインボルブメントを実施するための協議会を設置して、今年度から検討を始めていますところでございます。

それから、現在、東京都においても、航空路の開港に関して、自然環境への影響はどうであるか、費用対効果はどのようなものであるか、あるいは運航採算性はどうか、こういったことについて

の調査が行われているところでありまして、こういったものを通じて関係者間の円滑な合意形成が図られることが重要であるというふうに思っております。

国土交通省といたしまして、小笠原諸島への交通アクセスの改善は非常に重要な問題であるというふうに認識しております。引き続き、こういったいろいろなところで検討が行われておりますけれども、当方としまして、技術面に関する助言、こういったことで支援、協力を進めてまいりたいというふうに思っております。

○高木(義)委員 TSLの導入については断念をしたということになっておりますが、TSLについては、約二十六時間かかるところを十七時間で、便数も増便が可能だ、観光客等も大幅にふえるであろう、こういうことでこの導入を断念したわけでありまして、現実には、航空路の開港というテーマを追求することになっております。

しかし、今お話を聞いておると、航空路の開港については、まだクリアされないやなぬ間題点がたくさんある、時間がかかりすぎる。しかし、その間にも、今もなお、おがさわら丸は航行しております。この現実の航路の高度化について、どのようなことに今努められておるのか、この点についていかがでしょうか。

○伊藤政府参考人 離島航路の高度化についてのお尋ねでございます。

小笠原のように、千キロも本土から離れている、そこに到達する時間が大変短くなるような高度化というのは、離島の皆様の利便性を向上するという意味で大変重要な要素でございます。そういったことも考えまして、小笠原を特定したわけではございませんが、このテクノスーパーライナーというものを国も支援をして技術開発してき

たところでございます。技術的にはめどが立っておるわけでございますが、一方で、離島全般の議論をさせていただきま

が健全に行われるという事業採算性という観点も当然大変重要な観点でございます。そういった意味で、両者をバランスして、また航路ごとの特性を生かしながら、高度化に向けて実現を図るということが適当だというふうに考えております。

○高木(義)委員 先ほど議論を聞いておりました、何やら国土交通省が強引にこの導入を決めたということが言われておりますが、実態、その導入の経緯について改めて聞きます。いわゆる地元住民はこの導入についてどうであったのか、そのニーズはどうだったのか、あるいは東京都はどうだったのか。

このプロジェクトは、平成十一年、一九九九年であります。当時、小淵内閣が、新しい千年紀、ミレニアムプロジェクトの一つとして決定した、私はこのように承知をいたしております。実用化に向けては、多くの資金、総事業費は百九十九億円、うち国費が五十億円ということですが、多くのノウハウも蓄積されたと思っております。国として住民、島民のためにこの導入を決めたということについて、期待が大きかっただけに、今回これが断念をされたということについて、その導入の経過を含めてどのように考えておられるか、この点についていかがでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁を差し上げました、ちよつと重複になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

テクノスーパーライナーの高性能の技術的な要素というのは、もう御説明したとおりでございます。その中で、実は、開発研究の段階で、七メートルの大きさの大変大きなモデルシップをつくりまして、もちろん人も貨物も乗れるわけでございますが、そういったところまで、普及を目指したところまでの技術開発を完了いたしました。この船は、九州から上海までだったと思っておりますが、実際に走りまして、非常に円滑な運航まで確認をしたところでございます。そこまでやりまして、一応、国からの支援を含めました技術開発と

いうのは終了いたしました。

こういった新しい技術というのは普及をするのになかなか困難な面がございますので、実用化に向けてまして、国土交通省は、先ほど申し上げましたとおり、TSSLを御活用いただける事業者の方々を公募する形で、公募の機会を設けた次第でございます。その中に小笠原航路にTSSLを活用するという案件が含まれておりまして、第一船としてこの公募を受けた形で、これからは民間契約になるわけですが、小笠原村、あるいは小笠原海運、建造事業者、こういった方々のいわゆる契約に向かった動きに進んだわけでございます。

残念ながら、その後、平成十六年だったと思いますが、昨年の原油高騰ほどではございませんでしたけれども、そのころから原油の上昇の兆しが見られまして、事業者の皆様も、それをもとに将来の運航採算性を検討いたしました。多分、例えば入り込みの人口についての見通しもさまざま幅があったと思いますが、そういったことも含めて検討をしたというふうに向つておりますが、その結果として導入を断念したというふうに向つております。

○高木(義)委員 大臣、これは、当時の小淵内閣の国家プロジェクトの一つであった。今の麻生内閣、金子大臣としては、私は、海洋立国の日本が世界に先駆けて開発したこの技術は次世代につなげなければならぬと思います。これまで相当な投資をして、これを無駄にすることは決して許されない。したがって、私は、小笠原航路としては断念をされたけれども、むしろ、我が国にとつて、次なる物づくりといえますか、技術といえますか、あるいは産業の新たな展開のために、ぜひこれは進めていただきたいものだと思っておりますが、この点についてどうでしょう。

○金子国務大臣 この技術は、その後民間で建造されました高速艇などには活用されていると聞いています。ただ、今御指摘のように、こういうTSSLの開発技術、技術力を持っているわけですか

ら、さらにこれを生かしていくということは大きなことであると思っております。

具体的に、TSSLのこの技術のどういう部分で、どこでやればいいのかというのは、私、ちよつとまだノーアイデアなのでありますけれども、お話を承りまして、どうやって進めれば生かせるのかというのは預かさせていただきたいと思っております。

○高木(義)委員 いわゆる輸送機関として、航空機は、速度は速いが輸送コストがかかる。船舶は、大量輸送が可能であるが速度が遅い。この二つの中間的な輸送機関としてテクノスパーライナーが構想された、私はそのように承知をしております。

まさに物流革命に対する挑戦なんです。東アジア地区との貿易は、今後も活発になることは十分考えられる。そういうときに、速力五十ノット、積載重量一十トン、航続距離五百海里、波高六メートルまで航行可能だというのがこの船舶の開発レベルなんです。

既にお話がありましたように、実験船を、「希望」「疾風」「飛翔」、それぞれつくりまして、国内のそれぞれの港を試験的に航行してもおります。各地域においては非常に期待もされたわけでありまして、今回、このようなことになった。たまたま小笠原航路という、まさに旅客船にこれが採用されようとしたわけですが、むしろ私は、ある意味では大きな貨物輸送が一番適しているのではないかと思っております。

したがって、私は、この機会にぜひ、改めて国土交通省として、いや内閣として、次世代につながるこのような技術開発を生かす努力をすべきだと思っております。もし燃費が問題であるならば、燃費の改善のエンジンの開発研究も進めることもいいでしょう。このためにも、国として、民間ではできない部分においては官民協力をしてそれを支援するということは大事だろうと私は思っております。また、輸送貨物についても、付加価値の高い貨物を輸送すれば、この燃費に関する問題は解

決するであろう、私は、このようなことも思っております。

そういう意味で、私は、さらにこのテクノスパーライナーの実用化に向けて、国としてどのように考え、そしてこれから手を打っていくのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

現行のTSSLにつきましては、その後、私どもが活用に向けて努力をしたことについても、小笠原航路の就航断念が決まりましたから、

国で、完成したTSSLの活用あるいは技術の普及を図るという趣旨で、私ども、実際にその船に国土交通大臣も乗りいただいたり、各自治体の幹部の皆様にも乗りいただいたりしまして、このすぐれた性能を広く理解をしていただくというような機会を実証実験という形で行わせていただきました。

また、国際的な分野では、平成十九年でございますけれども、ノルウェーの国際海事展で国土交通省のブースを設けて、このTSSLを初めてしたという技術について国際的な広報をしてまいりました。

残念でございますけれども、TSSLそのものは特に小笠原仕様設計、建造になっておりますので、この船自身、他の用途への転用がなかなか進まない、あるいは他の航路への転売もなかなか困難というのが現状でございます。

いずれにしても、船というのは、特定の航路あるいは特定の目的で船が設計をされ、契約をされ、建造するということでございます。需要に応じて船の形等が決まり、建造されているわけでございますので、これから物流も含めまして、さまざまな需要に応じ、こういったTSSLの活用可能性があるかどうかも含めて勉強してまいりたいと思っております。

○高木(義)委員 お話にありましたように、今、このTSSL、おがさわら丸は、岡山県の玉野市に

係留されております。これは、私は、せっかくこのような優秀な船舶を何か生かせるものがないのかと。例えば、緊急対応の災害時の輸送物資、あるいは国として、どうしてもペイしない、採算性に合わないけれども公共のために役立てる分野、こういったものについては、このような次世代に期待できる技術ということについて、国の保有も含めて検討してどうかと私は思っております。

○金子国務大臣 技術的にちよつと、私も余り詳細を承知しているわけではございませんので、余り軽々に申し上げるということも、断定的に申し上げることもできませんが、しかし、高木委員からの御指摘でもありますし、何か、国を挙げて小淵ミレニアムとして取り組んだ事業でもありますので、この一層の活用策につきまして、関係者と検討させていただきたいと思っております。

○高木(義)委員 これは真剣に、その活用策についても実現に向けて検討していただきたいし、そしてこの経過を踏まえて、これからこれが我が国の大切な技術として生かされるような、そういう方策についても考えていただきたいと強く要求、要望しておきたいと思っております。

終わりましたけれども、今回のこの法改正、五年間延長ということになります。海洋基本法が施行され、そしてそれに基づく海洋基本計画が閣議決定されました。そういう意味では、初めてのこの法の延長なんです。

だからこそ、昨年の七月十八日に小笠原諸島振興開発審議会がまとめた、振興開発の重要な事項に関する意見具申というものがありますが、このように述べております。たくさんありますが、重要なことを私は二点、特に申し上げます。

一つは、「依然として、高速の交通・通信アクセス手段が未だに整備されていないことが、観光を始めとする産業の振興や、住民生活の安定に大きな影響を与えている。」二つは、「小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約三割を確保していること、同諸島周辺海域を航行する船舶にとつ

て緊急時の重要な寄港地である等の国家的役割を有している。このことなんですね。

したがって、これは対馬の問題もいろいろ議論されておりましたが、小笠原はまさに国境の離島なんです。したがって、例えば沖ノ島の整備事業は、国の直轄事業で一〇〇%国費でやっております。これは当然のことだろうと私は思っております。そういふ意味で、国境離島への支援、とりわけ交通アクセスについては、国が全額欠損補助をするぐらい、これまでにない対策をとらなければ離島における交通アクセスの問題は解決しない、私はこのように思っております。

最後に、どうぞ大臣、そういう意味で、新たな支援制度の創設についてその決意をお伺いしたいと思います。

○金子国務大臣 海洋法ができて、小笠原の位置づけ、先ほど川内委員から御指摘ありましたように、奄美だけでなく全体のこういう国境の離島ということも含めて、我が国の政策に反映させていきたいということを申し上げました。そういう中で、国と地方のやはり役割分担というのがあるんだと思います。財政的に許される範囲で対策を講じてまいりたいと思っております。

○高木(義)委員 強く要望いたしまして、終わります。

○望月委員長 次に、三日月大造君。

○三日月委員 民主党の三日月大造です。

私も同僚議員と一緒に、奄美群島、小笠原諸島の振興開発特措法の期限延長のための法改正の審議に参加をさせていただきます。

これまで、長年にわたって奄美と小笠原の振興開発を行ってきました。まず、お伺いいたします。政府として、これまで行ってきた奄美、小笠原の振興開発計画をどのように評価していらっしゃるのですか。政府としてどのように評価をしていらっしゃるのですか。これまでの委員に答えていただいた月並みなお言葉は、もう結構です。政府としてどのように評価をされているか。

○金子副大臣 お答え申し上げます。

奄美、小笠原の両地域におきましては、法に基づく振興開発計画によりまして、自立的発展、住民の生活の安定等を目的として、社会資本整備あるいは産業振興策を積極的支援してまいりました。

この結果、両地域ともに、振興開発計画に基づいて着実な生活基盤整備や産業インフラ整備が進捗いたしまして、両地域の島民からも一定の評価を得るなど、相応の成果を上げていっていると思っております。

○三日月委員 副大臣、お言葉ですが、それを月並みな言葉と申し上げるのだと思うんです。

例えば、国費を幾ら投入したんですか。人口はふえているんですか、減ったんですか。特に直近のこの五年間、どうだったんですか。そして、所得水準はどうなったんですか。物価は。私は、こういう評価をしているのかしていないのかということも聞きたいと思うんですけれども、いかがですか。政府としての評価をお伺いしています。

○加藤政府参考人 申し上げます。

例えば人口ですと、奄美と全体の、例えば全国の増進率を比べますと奄美の方が落ちています。それとか、高齢者の割合についても、奄美の方が全国に比べて高いといったようなこと、各指標については点検をいたしております。

多分、先生の御指摘は、これまでの奄美、小笠原振興開発について基本方針なり開発の振興計画で掲げた目標が十分に、私が今申し上げましたように、個別の指標をとってみれば一々こういうふうになっているということも検証はできるわけですが、もともと、この前の五年間の計画のときにどれぐらいの、例えば人口でも趨勢的には恐らくは減少傾向、マクロ的に見れば減少になります。ですから、その中で、例えば奄美の場合にはどのくらいにとどめようと。それと、若年人口の流出についても非常に厳しい問題がございまして、有効求人倍率の問題もそうでございます。そういうものを、今回私どもとしては、五カ年

間の成果が、より数字というんでしょうか、検証しやすいような枠組みにぜひ切りかえていきまして、瞬時にこの数字がこうなったということではなくて、目標数字で可能な限り設定して、それにあえられる、その方向でどのくらい成果があったという点についても、ちゃんと明確に各方面にも御説明できるように切りかえたいと思っております。

○三日月委員 何か迷走してしまいましたけれども、これまでがどうだったかということをもう問うたんです。

ちなみに、国費にしますと、これまで奄美で一兆三千四百億円で、国費です。そして、小笠原には昭和四十四年以降、千三百八十四億円投入してきています。

人口の増減を見ますと、先ほど徳田委員の方からもお話がありましたけれども、若年層の流出を含めて、残念ながら、小笠原は約二千三百名で安定しているんですが、奄美に至りますと、平成十二年から十七年までの五年間で約五千六百名減少しているんです。これまでは社会動態の方が多かったんですけれども、最近、この十年間ぐらいは自然動態、要は、出生と死亡でも約二千名の減少になり、これに社会動態、社会的な減少が加わって約五千六百名の減少ということになっていきます。

所得を見ますと、奄美は所得格差が依然としてあるんです。鹿児島県内でもありますし、本土、全国ともあります。随分改善はされてきたんですけども、改善ぐあいが鈍化しています。直近のデータで、平成十七年の数字で鈍化しています。

物価を見ますと、よく引き合いに出されますがソリンの価格ですね。幾らか御存じですか、副大臣。きょうんととしてごらんいただいていますけれども、ちなみに、小笠原で、きょうの数字で一リットル当たり二百三十二円と二百六十七円なんです。一リットル当たりです。ハイオクじゃありません、レギュラーですよ。奄美は、全国の平均が約百十円であるのに比べて、奄美大島で百四十

四円なんです。

こういう形で、住民の方からは評価をされていますと先ほど御答弁がありました。が、これまで行ってきた振興開発計画が果たして、奄美にしろ小笠原にしろ、自立的発展に資するものであったかどうか。指標のとり方はいろいろあると思うんですが、私は、もう少し踏み込んだ検証をした上で延長が必要であり、延長するに当たっては、どういふ内容が必要かということの検証が必要だと思っております。

ですから、まず冒頭にそのことをお伺いしているんですが、残念ながらそういった観点での御答弁はないんですけれども、これは、今までないんじゃないで、これからどうしようと考えていらつしやるんですか。

ちなみに、両審議会ですね、奄美にしろ小笠原にしろ、両審議会の意見具申で、これは定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みづくりが要るんだという意見具申をいただいています。が、そこをあわせて、これまでの評価とこれからの評価の仕組みについてどのようにお考えなんですか。

○加藤政府参考人 評価については、これまで、例えば奄美の場合ですと、鹿児島県がいろいろ調査をやつてまいりまして、先ほど一定の評価を得ていると申し上げましたのも、鹿児島県が行いました総合調査報告書で、住民のアンケート調査を踏まえて今申し上げたものでございます。

小笠原についても同様でございます。東京都が、小笠原村の御意見等も踏まえて、いろいろ検証に当たつてきているということでございます。ただ、今後は、そういうことだけではなくて、振興開発計画の策定主体であります東京都、鹿児島県が主体となつて、その成果を検証しやすく、それを公表して、皆さんに、住民の皆さんを含めてですが、関係者により理解してもらえようという姿に評価の手法を変えてはどうかというふうに考えております。

具体的には、今後、本案がお認めいただきます

と、基本方針を国において策定することになるわけでございますが、この基本方針の中で、振興開発計画の検証をより行いやすくなるように、都、県を初め地域の関係者の意向を十分に伺いながら、基本方針において、振興開発計画に可能な限り具体的かつ明確な目標を盛り込むべき旨を記載する方向で検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○三日委員 これからはより検証しやすい仕組みづくりをするんだという御答弁だったと思いますが、

そのときに、これは我々、奄美にしろ小笠原にしろ、住んでいない者が軽々に語るべきではないのかもしれませんが、両法とも目的にしている自立的発展というのはどういう状態を指すんですか。何をもって自立的発展をしていると、これはより検証しやすい仕組みの中で評価するんですか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

自立的発展というのは、その地域地域の特性に応じて、自分たちの力で持続可能な発展が図られるようになっていただく、そのための基礎条件を整備していくというのがそのねらいだと私は思っております。

そのために、ただ、そうはいいまして、基礎的条件が他の地域と異なりますので、それは自然環境の問題もございまして、地理的特性の問題もございまして、そういう観点から、必要な施策については十分手当てをして、その上で、今申し上げたような、地域の活力を引き出して、地域がみずからの力で持続的に発展できるようにしていくということが非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。

○三日委員 それを今お聞きいただいた委員の皆様は、御理解いただけたんでしょうか。

両法に、二つの法律に、第一条、目的のところ「この法律は、」から始まって云々かんぬんとあって、「もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上」、これは両

法ともこういう書き方をしているんです。もって群島なり諸島の自立的発展というのは、どのような指標でどう評価するんですか。これからより検証しやすい仕組みづくりをするという枠組みの中で、これはどのように行われるのか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

これまでは、先ほど申し上げましたが、地域でおつくりになつていただきます振興開発計画の中に、五年間に取り組み事業、どういう事業を行うか、あるいはどういう施策を五年間で行うかというのを計画に明示いたしまして、いろいろな支援措置も活用しながら、枠組みとして支援もするわけでございますが、それでその事業目的が、事業成果が上がるというようなことで取り組んできたわけでございます。

ただ、そのときには、いわば事業については、事業を掲げて、ソフト事業なんかについてもいろいろ事業メニューはございますが、確かに事業はやつているわけですが、先ほど申しましたように、その効果として、より効果を検証しやすいというのには、その事業をすることによってどのくらい地元にプラスになつて、先ほど申し上げた自立的発展のために、最低限これぐらいはやろうとみ込んで決めたものをどのくらいまでできたのかというものがわかるような仕組みに、可能な限りできればいいなというふうに考えているところでございます。

○三日委員 大臣も副大臣も今お聞きいただいたと思うんですが、計画の中に支援措置のある事業を盛り込みました、その事業が行われたかどうか、成果があったかどうか、これまでは確認してききました。

私、ここで抜け落ちていたのは、その事業そのものがもつて群島なり諸島の自立的発展に資するものであったかどうか検証する例えば指標なり仕組みなりが、これまではなかったのではないかと

思うんです。そもそも、自立的発展というのはどういう状態なんですかというこの定義や、それを示すデー

タ、これは難しいことだと思ふんですけれども、そういうものについても、やはりこの際しっかりと、国費を投入するに値するやり方の検証をどうすればいいのかということも含めて確認するため、私は整理する必要があると思ふんですけれども、大臣や副大臣はどのようにお考えになりますか。

○金子国務大臣 なるほど、御指摘の部分をやることによって、成果を得るという結果につながれば、より結果につながっていくためにそういう仕組みというものは必要なのかなと、今お話を伺いしている感じがしております。

多分、具体的には、さつき農林省の畑作整備の話が出ていたけれども、あれも、テッポウユリが売れている、フリージアも売れている。例えばでありますけれども、こういう花。あるいは平張りとかいう畑作のための施設といったようなものも、奄美大島特有の仕組みを導入している。その結果として、今までどちらかといえばサトウキビだったんですけれども、それ以外の野菜の方に相当、転作というんですか、新たな野菜づくり、農業が行われている。そういうものが結果として、農林省の畑作事業というものが成果としてどこまで上がつてきているのかというようなものが出てくるというふうに。

例えば、しょうちゅうも今非常に伸びてきていますから、黒糖しょうちゅう。これに対する施策は具体的にどういうふうな盛り込まれているのか、ちよつと私はわかりませんが、そういう伸びていくものに対する、今度は物流になるんですか、施設というよりも物流なんだろうと思ふけれども、こういったようなものも伸ばしていけるような、結果としてこういうものが伸びてきたと、こういうものが検証できるようなことは考えてみたいと思ふます。

○三日委員 あと二点お伺いしたいと思ふんですが、奄美の特措法の六条の九に、地域文化の振興等というのがあるんです。要は、地域文化をしつかりと振興していこうという、「奄美群島に

おいて伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における「これは固有の文化だと思ふんですけれども、文化の振興について適切な配慮をするものとする。」

これは奄美の特措法にはこの条文があるんですが、小笠原諸島の特措法にこの地域文化の振興という条文がありません。やはりこれは、固有の文化を有する群島なり諸島の文化振興、保存のために、私はこうした条文は必要ではないかなと思ふの一点。まず、この点、いかがですか。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

結局は、文化が根差しているかどうかというところで、小笠原に人が住んでいて、そこでずっと営々と生活していた期間と、奄美に住まれて、生活に基づいて文化が形成されてきた、そういうもとの人の住まい方、集積の違いが反映して、結果において、奄美にはございますが、小笠原にはそういう文化の位置づけが特に規定はされていないということでございます。

○三日委員 いや、規定されていないことを知っているから、規定すべきだという意見を私は申し上げているんです。

これは昨年七月に閣議決定された国土形成計画の全国計画の中にも、奄美や小笠原諸島については、「それぞれ本土から隔絶した条件の中で培ってきた多様な個性豊かな文化を発信し、」というのがあって、人の多寡、そしてそこに根づかれた人の長さではなくて、やはりそれぞれ固有、個性の文化というのがあると思ふんです。それがきちんとそれぞれの島で守られるような法体系にすべきだ。これはぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

最後に、先ほど来議論になっていました交通に対する配慮。これも条文にさかのぼって問いますと、いろいろな施策が、「適切な配慮をするものとする。」と定められているのに対して、交通については、「特別の配慮をするものとする。」と定められているんです。船にしろ航空にしろ、特別な

配慮を今後どのように行うのか、その点だけ何って、私の質問を終わります。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

これは他の配慮規定と違っていて、交通の確保については、「特別の配慮」と書き方が異なっておりますが、これは、もともとその両地域が非常に本土から遠く隔絶した外海離島である、それと台風常襲地帯でもあるといったような各種の条件から、人の移動なり物資の輸送、通信の確保のために、とりわけ交通を確保するということが極めて重要だということで、例えば、他の文化とか雇用だとか農業の振興とか、そういうところと書き分けて整理をしているというふうにぜひ御理解を願いたいと思います。

この交通確保については、これまでいろいろな御議論いただきましたように、道路、港湾、空港等の整備ですとか、不採算航路の維持確保等々、特別な配慮を行ってきておりますが、今後とも、海上、航空、陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実については、地元の要望等も踏まえながら、特別な配慮を行ってまいりたいというふうに考えております。

○三日月委員 路線の維持に努めてきていただいたことは理解をします。しかし、運賃が高過ぎるんです。その運賃の高さが島内の物価の高さに反映をし、それが島民の皆さんの生活を圧迫しているという事態もあります。

ぜひ、運賃の低減化に向けても、先ほどの御答弁と同様に、この特別な配慮をしつかりと行っていたことを要望し、私の質問を終わります。

○望月委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 奄美群島振興開発特別措置法の五年前の改正で、振興開発計画の策定主体が国から鹿児島県に移行したことによって、地域が主体となった振興開発計画の策定が行われるようになったとされております。今議論になっているこの奄振の結果がどうであるかという問題について、多くの方々から、同僚議員から議論されました。

そこで、私は角度を変えて、今言ったように、結局のところ、地元の市町村、それから地域住民、関係団体等、多様な主体の参画が、今までどのようなふうに進んで進化したのか、充実に図られたのか、こういう点が必要だろうと思うんです。そこを聞きたい。

あわせて、地域が主体となった取り組みでは何が行われて、どのような成果があったのか。だから、地域ということ考えた、いわば地域が主体という意味で、どこが前進したのかということについて、五年前に法律を変えた趣旨との関係で聞きたいと思います。

○加藤政府参考人 前回の法改正におきまして、振興開発計画の策定主体がお尋ねのように国から都、県に移行しましたが、その際、具体的にどういう地域の主体的な取り組みをやってきたかということだと思えます。

具体的に申し上げますと、振興開発計画の策定に当たりましては、市町村が住民、関係団体等、地域の関係者に意見聴取を行いまして、その結果を踏まえて、奄美の場合ですと鹿児島県が計画を策定いたしました。小笠原の場合についても同様でございますが、東京都がパブリックコメントを実施いたしました。その結果を踏まえて計画を策定したところでございます。これらを通じまして、地域の多様な主体の積極的な参画のもとに振興開発計画が策定されたものと理解をいたしております。

○穀田委員 もう一つ聞いたでしよう。だから、何がかわつて、どんな成果があったんやということも聞いたでしよう。二つまとめて聞いたんやから、よう質問聞いてなあきまへんで。

○加藤政府参考人 実は、もともと、いろいろな事業がございますけれども、例えば振興開発事業なんかですと、地元の要望を聞いて、それで具体的に、奄振と言っておりますが、奄振の事業については実施をしておりますところでございますので、個別の、皆さん、各地域の人の意見を聞いた上で奄振の事業なんかは実施しているというふう

うに、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○穀田委員 大臣、やはりこれは、何というのかな、大臣と話をせなあかんという気がしませんが、結局、地元住民は一定の成果があったと言っている、こう言うわけだ。また、今の話のように、具体的には、市町村からお話を聞いています、具体的に、パブリックコメントをやっています。そんな形式の話と違うねん。

やはり地元が主体だ、それから、主体が参加してということとどのように変わつて、その結果、目には見えないけれども、例えば、地域のいわば住民の力全体の活力がふえたとか、それから産業に取り組み姿勢が変わつたとか、何があったのかということ。やはり数値の問題だけじゃなくて、何がかわつてどう変化して、何がよかつたと言われているのかという政治としての判断がないんだね。ちよつと私は驚くべき話だと思ふんだよね。

私は、前回の法案質疑の際に、あくまでも重心を下に置いた観点と、それから本場の主体は行政ではなくて住民でなければならぬということを提起したんです。

奄美群島開発審議会の意見具申も、どう言っているかというところ、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくり、地域づくりと言っているんです。

だから、これは何なんだと。この大切さを説いて、このごろはやつている新たな公というんですか、それをよくむくこと、これは言っていますけれども、それは、この間、政府が好き言葉なんでは私に余り気に入っていないんですけれども、地域の主体的な取り組みを一層進めるために、ボランティアやNPOの重要性を訴えているわけなんです。

そこで私、調べてみたんですけれども、その開発審議会のいわば案を練る幹事会というのがあるんですね。そのメンバーは、奄美も小笠原も相変わらず全部役所の人間ばかりなんです。だから、こういうところに、やはりお役所の方でいうと中心的なところは何も変わっていないというこ

とが指摘できると私は思うんです。

こういう点があるんだということを、まず大臣、認識してほしいということ、これが一つ。

二つ目。そこで、今、自立的発展というのがキーワードですよ。私は、自立的発展ということについて、先ほども同僚から大体こういうところにありました。数値の問題というよりも、私は、次の三つが必要だと考えているんです、自立的という場合。

一つは、主体者の自立の保障なんです。二つ目は、自立する足場の確保。すなわち、産業の振興が基本となるのは言うまでもないですね。今まで何度も指摘してきましたけれども、私は、公共事業中心のやり方で本場に自立が可能なのか。上からのハードの押しつけではなくて、住民による産業興しが大切じゃないのか。つまり、自立の足場というものは自身をみながらつくり上げる必要がある。三つ目に、財源の自立性というものを保障しているかどうかということだと思ふんです。

第一の問題は、今質問しました。

そこで、自立発展のために、ソフトとハードとを一体とした総合的な施策の推進ということを一貫して奄振の審議会も指摘しています。これがどのように行われてきたと考えているのかを述べていただきたいのと、数字の問題だけ最初に聞きまして、では、手を挙げてはるからあわせて、振興の予算というのは、公共事業と非公共事業の費用の推移、すなわち、ハードとソフトの費用の実態について、この五年間の変化について、まず述べてください。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。公共事業につきましては、平成十六年度、三百五十一億円でございましたが、平成二十年度におきましては二百九十六億円となっております。でございます。平成二十一年度予算案におきましては二百八十三億円が盛り込まれているところでございます。

一方、非公共事業でございますが、これは平成十六年度、四・五億円でございましたが、平成二十年度におきましては四・一億円となつてるところでございます。平成二十一年度予算案においては同額の四・一億円が盛り込まれてるところでございます。

○穀田委員 大臣、今聞いてわかりますように、ソフトの費用が飛躍的にふえているとは到底言いがたいわけです。

公共事業が全部悪いなんて私どもも言っているわけじゃないんですよ。そういうふうな一体となつてなどと言っていることではないかと、現実には公共の割合が高い。そして、非公共とされている予算額の中でも、私調べてきましたよ、そうしたら、非公共と言われている中に、例えば人材育成支援というのがあるわけですね。この中身を聞いてみたら、これは非公共なんですけれども、実際は図書館の建設費用だということですね。

だから、この程度で本当に、非公共といっても何に使われているかということを見ますと、この実態をよく見ていただかなければならないと思つています。

さて、この法律については多くのメディアも論じています。課題としてはおおむね共通して、特に中心的なのは、先ほど同僚議員からありましたように、結果として、人口の定着という問題が、つづめて言えば、そこに集約される。若者が定着するという問題でもしかりです。

私は、そのために、農業の振興、地場産業の育成、高齢者施策の充実と言つていいと思うんです。若者の定着には、何と云つたって雇用先が要るわけですよ。したがって、思い切つた産業振興策が必要だと私は思うんです。

先ほど大臣が言つていましたけれども、確かに、例えば黒糖のしょうちゅうというのが随分出ていると言つていました。私は、それはいいと思うんです。だけれども、農業や大島つむぎの振興のために、例えば、生産に対しての所得補償、それから一定の価格保証、従事する若者がひとり立

ちできる、一定程度、例えば五年ぐらゐの生活保障と訓練の保障とか、それから、つむぎの今日の二丁の掘り起こしとか、生産家への手厚い補助だとか、販路の拡大だとか、つまり、インキュベーションの強化等が必要だと考えるわけがあります。

そういうのが必要と違うかということ、もう一つは、柱はそこらなんです、それらの援助の費用を地元で自由に使える形に決めることが決定的じゃないのか。やはり全部上で決めるんじゃないかと、これだけのことをやりたいということをお互いによく考えて、それをどうしたら補助できるかという仕組みに思い切つて変える必要があるのと違うか。つまり、すなわち財源の自立性という問題が最後は出てくるんじゃないかと。

今、産業興しと財源の自立性の問題について言いましたが、大臣の見解を伺いたい。

○金子国務大臣 自立的発展の部分で足場を固める、その主体が大事だということについて、私もよく認識をしております。そういう意味で、全部上から決めるんじゃないだろう、もつと地元でやりたいことをきちつとやれるように、予算の制度も交付金にしたらいじやないか、地元が使いやすいようにもつとしたいじゃないかというのが最後の一番の、きょうの委員のポイントだと思います。

これはやはり、自立的主体というのがどんだんどんどう育つてきてくれて、そして、よし、これをやるよということをやつてくれれば、上からなると要らないんですけれども、ただ、まだなかなかそこは出てこないところがあるものですから、やはり公共事業というものをやつて足場を固めようという発想になつていんじゃないかと思つています。

できるだけそういうことで、委員がおっしゃるように、地元がこれで伸びていく。ただ、さつき三日月委員からも御指摘ありましたけれども、この事業が、あるいは国の施策が成果を生ずるという検証というのは、やはりこれは大事だと思つてますものだから、それがやれるような仕組み、今

回、五年間の枠組みというのはそこを入れ込んだわけでありませう。

それができるような財政の仕組み、そのためにはどつちがいいのか、今委員がおっしゃるようには、交付金にしろよ、地元の人が何でも使えるようにしろよというお話はわかるんですけど、もうひとつ、一方で今度は、この場合には、港湾にしても道路にしても、補助率を非常に他の地域に比べて高くしているという部分がある。交付金方式ですとやはりちよつと違いが出てくるというふうなことで、そういう財政的な部分は考えながら、検証できる枠組みというのをあわせて考えていく必要があるんじゃないかと。

ただ、言っている御趣旨はよくわかりますので、それは踏まえてやつていきたいと思つてます。

○穀田委員 補助率その他の問題は、それは実際に施行する上で決めたらいじやないかと、問題は、考え方の基本なんです。そこを言っている。

産業振興自身にもつと力を注ぐ、そういう点のやり方と、それから、そこにお金を使えば、これは、今まで二兆円使つてきてこういうのをやつていくということの反省が必要なんです。だから、私は改めてそういう抜本的な問題を提起しているわけで、きちんと理解をしていただければと思います。

あと二つだけ、小笠原諸島の不在地主の問題について、私、これも前回も取り上げたんです。これは未解決の問題です。

私はこの問題について言つておきたいんですけれども、二〇〇三年の小笠原諸島振興開発審議会が東京都が問題点として、農地法の適用がなくて農地の転用について規制する方法がないと訴えています。改めて聞いたけれども、私、尋ねたんですが、農地転用が規制されないため一定の農地が保全されないという懸念があると述べておられます。

自然遺産登録に向けて、開発と自然環境との調和の問題もいよいよ重大な段階に入ります。五年前にも指摘しましたが、発端は戦争中の強制疎開

にあります。農地法の適用を含め、国の責任でしっかり解決することが必要ではないかと思つてますが、一言。

○加藤政府参考人 小笠原の不在地主の関係でございますが、これは御指摘のように、農業適地の多くが遊休化しておつて、その多くは不在地主の所有者であるというふうな考えております。

このため、東京都、小笠原村あるいはJA、農協でございますが、連携して、新規参入者に農地が提供できますよう、農地の貸し手側の掘り起こしと借り手側の調整を行つていくと承知しております。

現時点においては、不在地主の存在が小笠原諸島の振興開発の大きな支障になつてはいる状況にはありませんけれども、いろいろ、東京都を初め関係者と連携を図りながら、状況を確認し、適切に対処していきたいというふうに考えております。

○穀田委員 支障になつてはいるとは思われないつて、それはだめですよ。だって、土地の半分を要するに不在地主が占めておるわけだから、今後の、例えば自然を生かす場合にしても、開発を一定行ふにしたつて、それが問題になることが明らかなんです。その程度の認識だから、五年間何も進めへんわけではないですか。これはまた時がたてばたつほど大変なことになるといふこと、五年後にまたこんなことを言わせないようにね。

大臣、しつかりやつておいてよ。いいわ。もうあつちが答えたつてしやあない答えしかせえへんし……(金子国務大臣「承ります」と呼ぶ)はい。承つていただいて、実行していただきたい。解決のために、これは誠心誠意努力をしていただきたいと思つてます。

最後に、奄美振興開発基金の問題について聞きたいと思つてます。

この基金の問題というのは、五年前に独立行政法人化されて、二〇〇七年には、閣議決定された独立行政法人整理合理化計画で、業務の縮小、重点化、そして抜本的な見直しの方針が示されていきます。

一つは、今後、融資や保証をやめたり減らすことを考えているのか。二つ目に、閣議決定では、自己収入の増加で収入改善すると述べているわけですが、収入をふやすために貸出利率や保証料を引き上げるのか。三つ目に、こうした見直しで中小事業者が融資や保証を受けられなくなるんじゃないか。

○加藤政府参考人
お答えいたします

まず、今後、融資や保証を減らすことを考えているかというところでございますが、これは考えてございません。

次に、整理合理化計画で自己収入の増加を挙げているけれども、これが結果として貸し出しの利率とか保証を引き上げることになるのではないか、ということ御指摘だと思いますが、これについては、奄美基金の一般管理費の抑制、債権回収の向上、リスク管理債権の削減等による財務の健全化に取り組むことによって自己収入の増加を図ることとしておりまして、整理合理化計画を理由として、今申し上げた貸出利率ですとか保証料率を引き上げることは考えておりません。

最後に、奄美の振興開発基金については、国等が行います各種施策と一体となつて、奄美群島の産業振興のため金融面から支援を行うものがございますので、今後とも、奄美群島内の事業者の資金需要に十分対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○穀田委員 今、答弁では、変わらない、それから必要な融資や保証は続ける、こうなるわけですが、けれども、一方で、見直しをする、財政状況が厳しいということを言っているわけですか。

本当中小事業者への融資や保証が続けられるのかという問題を見ますと、基金は、独法化以降、担保設定が厳しくなつて、一覽表を見たらわかりますよ、保証も融資も残高が減っているわけです。昨年末のセーフティネット保証でも、奄美から百七十九件申し込んだけれども、借りられ

今の大変厳しい経済状況のもとで「銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行う」、これが基金の目的なんです。だから、その目的に沿って切実な要請にこたえて、奄美の振興という肝心な役割を果たすべきだと私は考えます。

この役割を果たしていく上での、大臣に、最も明快な答弁を求めていると思います。

○金子国務大臣　その目的にきちんとこたえられ

るように、奄美諸島産業振興のための金融支援ができるように、今後とも事業者の資金需要に十分対応できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○穀田委員 今、取り組んでいきたいと思つてお

りますと言ったので、そのとおりやってほしい。というの、現実、銀行で貸さないものをこれでやるんだという場合があるわけでしよう。そういう位置づけなんです。ところが、銀行で借りられないからこちらに頼んだらだめだったという例が実際には出ているわけです。そして、しにせの商店なんかがそこで倒産をしたなど

という事態が生まれているのが現実なんです。だから、現実をよく見つめて、今の答弁が必ず実行されることを特に要求して、私の質問を終わります。

○望月委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○望月委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○望月委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

○望月委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、福井照君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び国民新党・大地・無所属の会の五党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

提出者より趣旨の説明を求めます。川内博史君。

○川内委員　ただいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨をもつて趣旨の説明にかえることいたします。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原

諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、環境との調和に配慮

するとともに、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。また、両地域の振興開発に当たっては、地域主体で策定される振興開発計画を十分尊重し、

ハードとソフトの施策が引き続き一体的に実施されるよう配慮するとともに、地域経済活

性化の観点から、島内企業の受注機会の増大が図られるよう努めること。

二 奄美群島の振興開発に当たっては、多彩で豊かな自然環境の保全に留意するとともに、

世界自然遺産候補地としての推薦に向けた地域の取組に配慮すること。

三 奄美群島における産業の振興については、

新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえ

四 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等に関する実証を行うため、奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、航空運賃を含む現在の航空政策の基本的な考え方について、今後検証・検討を加えること。

討を加えること。

五 小笠原諸島の振興開発に当たっては、世界自然遺産への登録実現に向けて自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等が図られるよう、空港整備等本土との高速交通手段の確保に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島における振興開発事業については、両地域の自立的発展に資する効果的な事業が推進されるよう、事業について評価する仕組みを検討し導入を図っていくこと。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
望月委員長 起立総員。よつて、本動議のお
附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておますので、これを許します。国土交通大臣金子義君。

金子国務大臣 奄美群島振興開発特別措置法及小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正す法律案につきましては、本委員会におかれまし

て熱心に御討議をいただき、ただいま全会一致をもつて可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。ここに、委員長を初め理事の皆様方、また委員各位の皆様方の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

大変ありがとうございました。(拍手)

○望月委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○望月委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○望月委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十一分散会